

熊本市環境影響評価条例施行規則

令和7年3月24日

規則第17号

改正 令和7年9月30日規則第67号

目次

第1章 総則（第1条—第3条）

第2章 環境影響評価に関する手続等

第1節 配慮書の作成等（第4条—第11条）

第2節 対象事業に係る判定等（第12条—第18条）

第3節 方法書の作成等（第19条—第30条）

第4節 準備書の作成等（第31条—第50条）

第5節 評価書の作成等（第51条—第57条）

第3章 対象事業の内容の修正等（第58条—第60条）

第4章 評価書の公告及び縦覧後の手続（第61条—第64条）

第5章 事後調査の実施等（第65条—第70条）

第6章 環境影響評価その他の手続の特例等

第1節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例（第71条—第75条）

第2節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続（第76条—第78条）

第7章 環境影響評価法との関係（第79条）

第8章 熊本市環境影響評価審査会（第80条—第86条）

第9章 雑則（第87条・第88条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、熊本市環境影響評価条例（令和7年条例第22号。第14条第1項第4号を除き、以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（対象事業）

第2条 条例第2条第2号の規則で定めるものは、別表第1の左欄に掲げる事業の種

類ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業に該当する一の事業とする。

2 条例第2条第3号の規則で定めるものは、別表第1の左欄に掲げる事業の種類ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる事業に該当する一の事業（同表の中欄に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。）とする。

3 条例第2条第4号の規則で定める事業は、別表第1の5の項第1種事業の要件の欄(9)及び(10)並びに同項第2種事業の要件の欄(9)及び(10)に定める事業とする。

4 条例第2条第4号の規則で定める事業群とは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 当該事業群を構成するそれぞれの事業の実施区域が近接し、又は隣接していること。

(2) 当該事業群を構成するそれぞれの事業の着手予定日が5年以内の期間内にあること。

(3) 当該事業群を構成するそれぞれの事業の事業者が同一であるか又は会社法(平成17年法律第86号)第2条第4号の親会社と同条第3号の子会社の関係にあること。

5 条例第2条第4号の規則で定めるものとは、当該事業群を構成する事業に、別表第1備考第2項に規定する指定地域(第14条第2項において「指定地域」という。)で実施される事業が含まれる場合にあつては当該事業群を構成するそれぞれの事業の規模をそれぞれの事業が該当する同表の事業の種類に係る第2種事業の要件で除した数値の和が、その他の場合にあつては当該事業群を構成するそれぞれの事業の規模をそれぞれの事業が該当する同表の事業の種類に係る第1種事業の要件で除した数値の和が1以上となるものとする。

(条例別表21の項の規則で定める事業)

第3条 条例別表21の項の規則で定める事業は、工作物の用に供する一団の土地の造成事業（同表8の項から15の項までに掲げる事業に該当するものを除く。以下「その他の造成事業」という。）とする。

第2章 環境影響評価に関する手続等

第1節 配慮書の作成等

(計画の立案の段階における決定事項)

第4条 条例第5条の規則で定める事項は、対象事業が実施されるべき区域の位置、

対象事業の規模又は対象事業に係る建造物等の構造若しくは配置に関する事項とする。

(配慮書の記載事項)

第5条 条例第6条第1項第5号の規則で定める事項は、条例第9条の規定により配慮書の案についての意見を求めた場合における一般の意見の概要とする。

2 事業者は、条例第6条第1項の規定により配慮書を作成するに当たっては、前項の一般の意見についての当該事業者の見解を記載するよう努めるものとする。

(配慮書の送付部数)

第6条 配慮書の送付部数は、30部を基準として市長が定める部数とする。

(配慮書の公表の方法)

第7条 事業者は、配慮書を作成したときは、当該配慮書及びこれを要約した書類を次に掲げる方法により公表するものとする。

(1) 対象事業が事業実施想定区域において実施されると想定した場合における当該対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域内において、次に掲げる場所のうちから、できる限り一般の参集の便を考慮して適切な場所を定めて縦覧に供すること。

ア 事業者の事務所

イ 市の庁舎その他の市の施設

ウ ア及びイに掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

(2) 次に掲げるインターネットの利用による公表の方法のうち適切な方法により行うこと。

ア 事業者のウェブサイトへの掲載

イ 市のウェブサイトへの掲載

2 前項各号に掲げる方法による公表は、配慮書及びこれを要約した書類の内容を周知するための相当の期間を定めて行うものとする。

(配慮書についての市長の意見の提出期間)

第8条 条例第8条第1項の規則で定める期間は、90日とする。

(配慮書についての意見の聴取)

第9条 事業者は、対象事業に係る配慮書の案又は配慮書について、一般の環境の保全の見地からの意見を求めるよう努めることとし、当該意見を求めない場合は、そ

の理由を明らかにしなければならない。

- 2 事業者は、対象事業の計画の立案を段階的に行う場合にあつては、当該立案の過程において、対象事業に係る配慮書の案又は配慮書について一般の環境の保全の見地からの意見を複数回求めるように努めるものとする。

第10条 事業者は、条例第9条の規定により配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日の翌日から起算して30日以上を期間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 事業実施想定区域の位置
- (4) 配慮書の案又は配慮書の縦覧及び公表の方法及び期間
- (5) 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨
- (6) 前号の書面の提出期限及び提出先その他書面の提出に必要な事項

- 2 前項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 熊本市公報又は市の広報紙への掲載
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

- 3 第1項の規定により配慮書の案又は配慮書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

- (1) 事業者の事務所
- (2) 市の庁舎その他の市の施設
- (3) 前2号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

- 4 第1項の規定による配慮書の案又は配慮書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 事業者のウェブサイトへの掲載
- (2) 市のウェブサイトへの掲載

- 5 配慮書の案又は配慮書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、第1

項の事業者が定める期間内に、事業者に対し、次に掲げる事項を記載した意見書の提出により、これを述べることができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象である配慮書の案又は配慮書の名称
- (3) 配慮書の案又は配慮書についての環境の保全の見地からの意見

6 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

（対象事業の廃止等の場合の公表の方法）

第11条 条例第10条第1項の規定による公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 熊本市公報又は市の広報紙への掲載
- (2) 時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載

2 条例第10条第1項の規定による公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第10条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
- (4) 条例第10条第1項第3号に該当した場合にあつては、引継により新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第2節 対象事業に係る判定等

（対象事業の判定の申請に係る書類）

第12条 条例第11条第2項の規定による申請（以下この条及び第15条において「申請」という。）は、対象事業判定申請書により行うものとする。

2 申請には、条例第11条第2項に規定する書類のほか、第10条第5項（次条の規定により準用する場合を含む。）の規定により述べられた意見の概要及び当該意見についての事業者の見解を記した書類を添付しなければならない。

（配慮書についての意見の聴取）

第13条 事業者は、条例第11条第4項の規定により配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めるときは、当該配慮書の案又は配慮書を作成した旨及び次に掲げる事項を公告し、当該公告の日の翌日から起算して30日以上の間を定めて縦覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

(1) 第10条第1項第1号から第6号までに掲げる事項

(2) 条例第11条第2項の規定による申請を行った旨

2 第10条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による公告及び公表について準用する。

(判定の基準)

第14条 市長は、対象事業（複合事業を除く。）に係る条例第11条第6項に規定する判定を行う場合において、第1種事業（特定第1種事業（別表第1の8の項第1種事業の要件の欄(2)、9の項の第1種事業の要件の欄(2)、10の項の第1種事業の要件の欄(2)、11の項の第1種事業の要件の欄(2)、12の項の第1種事業の要件の欄(2)、13の項の第1種事業の要件の欄(2)、15の項の第1種事業の要件の欄(3)及び(4)並びに21の項第1種事業の要件の欄(2)に規定する事業をいう。以下同じ。）であって施行区域の面積が50ヘクタール未満のものを除く。）にあっては第1号の要件に該当せず、又は第3号から第5号までのいずれかの要件に該当すると認めるとき、第2種事業（特定第2種事業（同表の8の項第2種事業の要件の欄(2)、9の項第2種事業の要件の欄(2)、10の項第2種事業の要件の欄(2)、11の項第2種事業の要件の欄(2)、12の項第2種事業の要件の欄(2)、13の項第2種事業の要件の欄(2)、15の項第2種事業の要件の欄(3)及び(4)並びに21の項第2種事業の要件の欄(2)に規定する事業をいう。以下同じ。）を除く。）にあっては第2号の要件に該当せず、又は第3号から第5号までのいずれかの要件に該当すると認めるとき、特定第1種事業であって施行区域の面積が50ヘクタール未満のもの及び特定第2種事業にあっては第2号若しくは第6号のいずれかの要件に該当せず、又は第3号から第5号までのいずれかの要件に該当すると認めるときは、条例第11条第6項第1号の措置を採るものとし、その他のときは、同項第2号の措置を採るものとする。

(1) 対象事業が当該事業の実施前と比較し、環境影響の明確な変化が認められな

いものであること又は環境影響を改善するものとなる可能性が高いものであること。

(2) 対象事業が当該事業と同種の事業の一般的な事業の内容と比べて環境影響の程度が著しいものとなるおそれがないものであること。

(3) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、対象事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる施設、地域その他の対象が存在し、又は存在することとなることが明らかであると判断され、かつ、当該事業の内容が当該対象の特性に応じて特に配慮すべき環境の構成要素（以下「環境要素」という。）に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 大気汚染物質が滞留しやすい気象条件を有する地域、閉鎖性の高い水域その他の汚染物質が滞留しやすい地域

イ 学校、病院、住居が集合している地域、水道原水の取水地点、水道法（昭和32年法律第177号）第3条第2項に規定する水道事業が行われていない地域であって住居が存在している地域その他の人の健康の保護又は生活環境の保全についての配慮が特に必要な施設又は地域

ウ 人為的な改変をほとんど受けていない自然環境、野生生物の重要な生息地若しくは生育地又は次に掲げる重要な環境要素が存在する地域

(ア) 自然林、湿原、藻場、干潟、さんご群集及び自然海岸等であって人為的な改変をほとんど受けていないものその他改変により回復することが困難である弱い自然環境

(イ) 里地及び里山（二次林、人工林、農地、ため池、草原等を含む。）並びに氾濫原に所在する湿地帯及び河畔林等の河岸に所在する自然環境であって、減少し、又は劣化しつつあるもの

(ウ) 水源かん養林、防風林、水質浄化機能を有する干潟、土砂の崩壊を防止する機能を有する緑地等の地域において重要な機能を有する自然環境

(エ) 都市において現に存する樹林地その他の緑地（斜面林、社寺林、屋敷林等を含む。）及び水辺地等であって地域を特徴づける重要な自然環境

エ アからウまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境影響を受けやすいと認められる対象

(4) 対象事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる一定の環境要素に

係る環境の保全を目的として法令、条約又は条例（以下「法令等」という。）により指定された地域その他の対象が存在し、かつ、当該事業の内容が当該環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定により指定された史跡名勝天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）又は同法第 134 条第 1 項の規定により選定された重要文化的景観

イ 森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 25 条第 1 項若しくは第 2 項又は第 25 条の 2 第 1 項若しくは第 2 項の規定により指定された保安林の区域

ウ 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された国立公園又は同条第 2 項の規定により指定された国定公園の区域

エ 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法（昭和 41 年法律第 1 号）第 4 条第 1 項の規定により指定された歴史的風土保存区域

オ 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 7 号に規定する風致地区の区域

カ 自然環境保全法（昭和 47 年法律第 85 号）第 4 条に規定する基礎調査により確認された干潟若しくは藻場、同法第 14 条第 1 項の規定により指定された原生自然環境保全地域又は同法第 22 条第 1 項の規定により指定された自然環境保全地域

キ 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 5 条の規定により指定された緑地保全地域又は同法第 12 条第 1 項の規定により指定された特別緑地保全地区

ク 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成 4 年法律第 75 号）第 36 条第 1 項の規定により指定された生息地等保護区の区域

ケ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定により指定された鳥獣保護区の区域

コ 特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約第 2 条 1 の規定により指定された湿地の区域

サ 世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約第 11 条 2 の世界遺産一覧表に記載された文化遺産（不動産に限る。）又は自然遺産の区域

シ 熊本県立自然公園条例（昭和 33 年熊本県条例第 45 号）の規定により指定

された県立自然公園の区域

ス 熊本県自然環境保全条例（昭和48年熊本県条例第50号）の規定により指定された自然環境保全地域

セ 熊本県文化財保護条例（昭和51年熊本県条例第48号）の規定により指定された県史跡名勝天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）

ソ 熊本県野生動植物の多様性の保全に関する条例（平成16年熊本県条例第19号）の規定により指定された生息地等保護区の区域

タ 熊本市文化財保護条例（昭和42年条例第19号）第27条第1項の規定により指定された市指定史跡名勝天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）

チ 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年条例第18号）第3条第1項の規定により指定された環境保護地区

ツ 熊本市景観条例（平成21年条例第42号）第2条第4項に規定する景観形成地区又は同条例第2条第5項に規定する特定施設届出地区の区域

テ アからツまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象であると認められるもの

(5) 地域の自然的社会的状況に関する入手可能な知見により、対象事業が実施されるべき区域又はその周囲に次に掲げる地域が存在すると判断され、かつ、当該事業の内容が当該地域の特性に応じて特に配慮すべき環境要素に係る相当程度の環境影響を及ぼすおそれがあるものであること。

ア 騒音規制法（昭和43年法律第98号）第17条第1項に規定する限度を超えている地域

イ 振動規制法（昭和51年法律第64号）第16条第1項に規定する限度を超えている地域

ウ 環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第1項の規定により定められた環境上の条件についての基準であって、大気汚染（二酸化窒素、二酸化硫黄又は浮遊粒子状物質に関するものに限る。）、水質汚濁（生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、全窒素又は全りんに関するものに限る。）又は騒音に係るものが確保されていない地域

エ 相当範囲にわたる地盤の沈下が発生している地域

オ アからエまでに掲げるもののほか、一定の環境要素に係る環境が既に著しく悪化し、又は著しく悪化するおそれがあると認められる地域

- (6) 対象事業に関し次のいずれにも該当することが確実であると見込まれること
(当該事業の実施後の土地又は工作物において行われることが予定される事業活動その他の人の活動を行う者（以下この号において「活動実施者」という。）となる予定の者が不在の場合にあつては、イ、ウ及びキに掲げる事項（当該事業を実施しようとする者（委託に係る対象事業にあつては、その委託をしようとする者を含む。以下この号において「事業実施者」という。）による実施に係る部分に限る。）に該当することが確実であると見込まれること。）。)

ア 活動実施者が、採取する地下水の量を超える量の地下水のかん養として市長が定めるものを実施すること。

イ 事業実施者又は活動実施者（以下この号において「事業者等」という。）が、事業者等の土地の造成又は工作物の設置により減少する地下水のかん養量を超える量の地下水のかん養として市長が定めるものを実施すること。

ウ 事業者等が、当該事業を実施する場所以外の場所においてア又はイに規定する地下水のかん養を実施する場合、熊本県地下水保全条例（平成2年熊本県条例第52号。以下「県地下水保全条例」という。）第25条の2第1項の規定により指定された重点地域内の場所において、地下水の水量の保全上有効なかん養を実施すること。

エ 活動実施者の地下水の採取により周辺の地域の地下水の水位の著しい低下、地下水の塩水化、地盤の沈下等の影響を与えないこと。

オ 活動実施者が、県地下水保全条例第2条第3号に規定する水の循環使用又は再生水の使用に取り組むこと。

カ 活動実施者が、当該事業を実施する場所で採取する地下水に代えて他の水源を確保することが困難でないと認めるときは、当該地下水に代えて他の水源を確保すること。

キ 事業者等が、土地又は工作物に関する所有権若しくは地上権その他の使用及び収益を目的とする権利又はこれらの権利の取得を目的とする権利の移転又は設定をする契約を締結しようとする場合、当該契約の相手方が、アからカま

でに掲げる事項を実施することを当該契約の内容とすること。

- 2 市長は、複合事業について条例第 11 条第 6 項に規定する判定を行う場合において、別表第 1 の第 1 種事業の要件の欄に規定する事業（特定第 1 種事業であって施行区域の面積が 50 ヘクタール未満のものを除く。）を含む複合事業又は特定事業（条例別表 8 の項、9 の項、10 の項、11 の項、12 の項、13 の項、15 の項又は 21 の項に掲げる事業の種類（同表 15 の項に掲げる事業の種類にあつては、ゴルフ場の設置及び変更の事業を除く。）に該当する事業をいう。以下同じ。）を含む複合事業（県地下水保全条例第 25 条第 1 項の規定により指定された地域（以下「地下水保全地域」という。）における特定事業の施行区域の面積の合計が 50 ヘクタール以上のものに限る。）については、前項第 1 号の要件に該当せず、又は同項第 3 号から第 5 号までのいずれかの要件に該当すると認めるときは条例第 11 条第 6 項第 1 号の措置を、その他のときは同項第 2 号の措置を採るものとし、その他の複合事業については前項第 2 号の要件に該当せず、又は同項第 3 号から第 5 号までのいずれかの要件に該当すると認めるとき（当該複合事業を構成する事業のうち地下水保全地域における特定事業の施行区域の面積の合計が 25 ヘクタール（当該複合事業を構成する事業に指定地域で実施される事業を含む場合にあつては、12.5 ヘクタール）以上 50 ヘクタール未満である場合にあつては、同項第 2 号の要件に該当せず、又は同項第 3 号から第 5 号までのいずれかの要件に該当し、かつ、地下水保全地域における特定事業が同項第 6 号の要件に該当しないと認めるとき）は条例第 11 条第 6 項第 1 号の措置を、その他のときは同項第 2 号の措置を採るものとする。

（申請に係る判定の期間）

第 15 条 条例第 11 条第 6 項の規則で定める期間は、次に掲げる日のいずれか遅い日から 60 日とする。

- (1) 第 12 条第 1 項の対象事業判定申請書及び同条第 2 項に規定する書類が提出された日
- (2) 市長が条例第 8 条第 1 項の規定による意見を述べた場合は、当該意見を述べた日

（配慮書説明会の開催の日時及び場所）

第 16 条 事業者は、第 13 条に規定する期間内に、参加する者の参集の便をできる

限り考慮して配慮書説明会の開催の日時及び場所を定めるものとする。

（配慮書説明会の公告）

第17条 条例第12条第2項の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

- (1) 熊本市公報又は市の広報紙への掲載
- (2) 時事に関する事項を記載する日刊新聞紙への掲載

2 条例第12条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 事業実施想定区域の位置
- (4) 条例第12条第1項に規定する地域
- (5) 配慮書説明会の開催を予定する日時及び場所
- (6) 条例第11条第2項の規定による申請を行った旨
（責めに帰することができない事由）

第18条 条例第12条第5項の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

- (1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により配慮書説明会の開催が不可能であること。
- (2) 事業者以外の者により配慮書説明会の開催が故意に阻害されることによって配慮書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

第3節 方法書の作成等

（方法書の作成）

第19条 条例第13条第1項第2号に掲げる事項のうち対象事業の内容に係るものについては、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 対象事業の名称
- (2) 対象事業の種類
- (3) 対象事業の規模
- (4) 対象事業実施区域の位置

- (5) 対象事業の実施期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項であって、その変更により環境影響が変化することとなるもの
- 2 前項各号に掲げる事項を記載するに当たっては、当該事項に関する対象事業の背景、経緯及び必要性をできる限り明らかにするものとする。
- 3 条例第13条第1項第3号に掲げる事項は、入手可能な最新の文献その他の資料により把握した結果（当該資料の出典を含む。）を対象事業実施区域及びその周囲の自然的社会的状況の区分に応じて記載するものとする。
- 4 第1項第4号に掲げる事項及び前項の規定により把握した結果を記載するに当たっては、その概要を適切な縮尺の平面図上に明らかにするものとする。
- 5 条例第13条第1項第7号に掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定の理由を明らかにするものとする。この場合において、当該環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法の選定に当たって、専門家その他の環境影響に関する知見を有する者（以下「専門家等」という。）の助言を受けたときは、その内容及び当該専門家等の専門分野を併せて明らかにするものとするとともに、当該専門家等の所属機関の種別についても明らかにするよう努めるものとする。
- 6 条例第13条第1項第8号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
- (1) 条例第9条の規定により配慮書の案又は配慮書について一般の意見を求めたときは、当該意見の概要及び当該意見についての事業者の見解
 - (2) 条例第5条の規定による事業が実施されるべき区域その他の規則で定める事項を決定する過程における環境の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容
 - (3) 対象事業に係る計画の立案の段階において、当該事業が実施されるべき区域その他の事項を決定するに当たって1又は2以上の当該事業の実施が想定された区域における当該事業に係る環境の保全のために配慮すべき事項についての検討を行った結果について記載した書類を環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）の定めるところに従って作成した場合にあっては、次に掲げる事項
 - ア 当該書類の内容
 - イ 当該書類についての主務大臣の意見がある場合は、その意見

ウ 当該書類についての関係する行政機関の意見がある場合は、その意見

エ 当該書類についての一般の意見がある場合は、その概要

オ イからエまでの意見についての事業者の見解

カ 当該事業が実施されるべき区域その他の事項を決定する過程における環境
の保全の配慮に係る検討の経緯及びその内容

(4) 条例第 15 条に規定する地域及びその認定理由

7 条例第 13 条第 2 項の規定により 2 以上の対象事業について併せて方法書を作成
した場合にあっては、その旨を方法書に記載するものとする。

(方法書の送付部数)

第 20 条 方法書の送付部数は、30 部を基準として市長が定める部数とし、その要
約書の送付部数は、10 部を基準として市長が定める部数とする。

(方法書についての公告の方法)

第 21 条 条例第 15 条の規定による公告は、次に掲げる方法のうち適切な方法によ
り行うものとする。

(1) 熊本市公報又は市の広報紙への掲載

(2) 時事に関する事項を記載する日刊新聞紙への掲載

(方法書の縦覧)

第 22 条 条例第 15 条の規定により方法書を縦覧に供する場所は、次に掲げる場所
のうちから、できる限り縦覧する者の参集の便を考慮して定めるものとする。

(1) 事業者の事務所

(2) 市の庁舎その他の市の施設

(3) 前 2 号に掲げるもののほか、事業者が利用できる適切な施設

(方法書について公告する事項)

第 23 条 条例第 15 条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる
事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業実施区域の位置

(4) 条例第 15 条に規定する地域

(5) 方法書の縦覧の場所、期間及び時間

(6) 方法書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

(7) 条例第 17 条第 1 項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(環境影響を受ける範囲と認められる地域)

第 24 条 条例第 15 条の環境影響を受ける範囲であると認められる地域は、対象事業実施区域及び既に入手している情報によって 1 以上の環境の構成要素に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域とする。

(方法書の公表の方法)

第 25 条 条例第 15 条の規定による方法書及びその要約書の公表は、次に掲げる方法のうち適切な方法により行うものとする。

(1) 事業者のウェブサイトへの掲載

(2) 市のウェブサイトへの掲載

(方法書説明会の開催の日時及び場所)

第 26 条 事業者は、参加する者の参集の便をできる限り考慮して方法書説明会の開催の日時及び場所を定めるものとする。

(方法書説明会の開催の公告)

第 27 条 第 21 条の規定は、条例第 16 条第 2 項の規定による公告について準用する。

2 条例第 16 条第 2 項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業実施区域の位置

(4) 条例第 15 条に規定する地域

(5) 方法書説明会の開催を予定する日時及び場所

(責めに帰することができない事由)

第 28 条 条例第 16 条第 4 項の責めに帰することができない事由であつて規則で定めるものは、次に掲げる事由とする。

(1) 天災、交通の途絶その他の不測の事態により方法書説明会の開催が不可能であること。

(2) 事業者以外の者により方法書説明会の開催が故意に阻害されることによって方法書説明会を円滑に開催できないことが明らかであること。

(方法書についての意見書の提出)

第29条 条例第17条第1項の意見書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象である方法書の名称

(3) 方法書についての環境の保全の見地からの意見

2 前項第3号の意見は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(方法書についての市長の意見の提出期間)

第30条 条例第19条第1項の規則で定める期間は、90日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、自然現象その他のやむを得ない事情により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、120日を超えない範囲内において市長が定める期間とする。

2 市長は、前項ただし書の規定により期間を定めたときは、事業者に対し、遅滞なくその旨及びその理由を通知するものとする。

第4節 準備書の作成等

(準備書の作成)

第31条 条例第22条第1項第1号に掲げる事項のうち対象事業の内容に係るものについては、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 第19条第1項第1号から第5号までに掲げる事項

(2) 対象事業に係る工作物及び土地利用に関する計画の概要

(3) 対象事業に係る工法、工事期間、工程その他の工事計画の概要

(4) 前3号に掲げるもののほか、対象事業の内容に関する事項であつて、その変更により環境影響が変化することとなるもの

2 第19条第2項から第5項まで及び第7項の規定は、条例第22条の規定により事業者が準備書を作成する場合について準用する。この場合において、第19条第5項中「条例第13条第1項第7号」とあるのは「条例第22条第1項第5号」と、

第 19 条第 7 項中「条例第 13 条第 2 項」とあるのは「条例第 22 条第 2 項において準用する条例第 13 条第 2 項」と読み替えるものとする。

3 第 19 条第 6 項の規定は、条例第 22 条第 1 項第 8 号の規則で定める事項について準用する。この場合において、第 19 条第 6 項中「条例第 15 条に規定する地域」とあるのは「関係地域」と読み替えるものとする。

4 条例第 22 条第 1 項第 4 号の事業者の見解については、意見の項目ごとに記載するものとする。

5 条例第 22 条第 1 項第 6 号イに掲げる事項については、技術指針の定めるところにより選定した環境の保全のための措置（以下「環境保全措置」という。）を記載するものとする。この場合において、環境保全措置の検討の経過、検証の結果について、できる限り明らかにするものとする。

6 条例第 22 条第 1 項第 6 号ウに掲げる事項については、技術指針の定めるところにより検討した結果を記載するものとする。

7 条例第 22 条第 1 項第 6 号エに掲げる事項の記載に当たっては、環境影響評価の項目ごとに取りまとめられた調査、予測及び評価の結果並びに講じることとした環境保全措置の概要を一覧できるようにするものとする。

（準備書の送付部数）

第 32 条 第 20 条の規定は、準備書及びその要約書の送付部数について準用する。

（準備書についての公告の方法）

第 33 条 第 21 条の規定は、条例第 24 条の規定による公告について準用する。

（準備書の縦覧）

第 34 条 第 22 条の規定は、条例第 24 条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第 22 条中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

（準備書について公告する事項）

第 35 条 条例第 24 条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域の位置

(4) 関係地域の範囲

(5) 準備書の縦覧の場所、期間及び時間

(6) 準備書について環境の保全の見地からの意見を書面により提出することができる旨

(7) 条例第26条第1項の意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(準備書の公表の方法)

第36条 第25条の規定は、条例第24条の規定による公表について準用する。この場合において、第25条中「方法書」とあるのは「準備書」と読み替えるものとする。

(準備書説明会の開催の日時及び場所)

第37条 第26条の規定は、条例第25条第1項の規定による準備書説明会について準用する。

(準備書説明会の開催の公告)

第38条 第21条の規定は、条例第25条第2項において準用する条例第16条第2項の規定による公告について準用する。

2 第27条第2項の規定は、条例第25条第2項において準用する条例第16条第2項の規定による公告について準用する。この場合において、第27条第2項中「条例第15条に規定する地域」とあるのは「関係地域」と、「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(責めに帰することができない事由)

第39条 第28条の規定は、条例第25条第2項において準用する条例第16条第4項の責めに帰することができない事由について準用する。この場合において、第28条中「方法書説明会」とあるのは「準備書説明会」と読み替えるものとする。

(準備書についての意見書の提出)

第40条 第29条の規定は、条例第26条第1項の意見書について準用する。この場合において、第29条中「方法書」とあるのは、「準備書」と読み替えるものとする。

(公聴会の開催)

第41条 条例第28条第1項の公聴会（以下「公聴会」という。）は、関係地域内

において開催するものとする。ただし、関係地域内に公聴会を開催する適当な場所がないときは、関係地域以外の地域において開催することができるものとする。

2 市長は、参加する者の参集の便をできる限り考慮して公聴会の開催の日時及び場所を定めるものとする。

(公聴会の開催の公告等)

第42条 市長は、公聴会を開催するときは、次に掲げる事項を公聴会の開催を予定する日の1月前までに公告するものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域の位置
- (4) 公聴会の開催を予定する日時及び場所
- (5) 公聴会において意見を聴こうとする事項
- (6) 次条第1項に規定する公述の申出に関する事項
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公告をしたときは、その旨を事業者に通知するものとする。

(公述の申出)

第43条 公聴会において意見を述べようとする者は、公聴会の開催を予定する日の2週間前までに、次に掲げる事項を記載した書面により市長に申し出るものとする。

- (1) 氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに公聴会において意見を述べようとする者の氏名及び職名）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 環境の保全の見地からの意見の要旨
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

2 前項第3号の意見の要旨は、日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。

(公述時間等)

第44条 市長は、前条第1項の規定により申し出た者が多数あるときその他公聴会

の目的を達成するために必要と認めるときは、公聴会において意見を述べる者（以下「公述人」という。）の意見を述べる時間（以下「公述時間」という。）を定めることができる。

- 2 市長は、前項の規定により公述時間を定めたときは、あらかじめ、その旨を公述人に通知するものとする。

（公聴会の開催手続）

第45条 公聴会は、市長が指名する市の職員が議長として主宰する。

第46条 公述人は、日本語により陳述するものとする。

- 2 公述人の発言は、第42条第1項第5号の事項の範囲を超えてはならない。

第47条 公述人は、公聴会に自ら出席して意見を述べるものとする。

- 2 議長は、公述人が健康上の理由その他のやむを得ない理由により自ら陳述できないときは、当該公述人の陳述に代え、第43条第1項に規定する書面に記載された意見の要旨を市の職員に読み上げさせるものとする。

第48条 公述時間を定められた公述人が当該公述時間を超えて意見を述べたとき若しくは公述人の発言が第42条第1項第5号の事項の範囲を超えたとき又は公述人に不穏当な言動があったときは、議長は、その陳述若しくは発言を禁止し、又は退場を命じることができる。

- 2 議長は、公聴会の秩序を維持するために必要があると認めるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者があるときは、その者の退場を命じることができる。

- 3 議長は、公聴会の運営が阻害され、公聴会を続行することが著しく困難であると認めるときは、当該公聴会を終了することができる。

- 4 前3項に規定するもののほか、議長は、公聴会の運営に関し必要な措置をとることができる。

（公聴会記録書の作成）

第49条 議長は、公聴会を開催した後、次に掲げる事項を記載した公聴会記録書を作成し、これに記名し、速やかに市長に提出するものとする。

- (1) 対象事業の名称
- (2) 公聴会の日時及び場所
- (3) 出席した公述人の氏名及び住所

(4) 公述人が述べた意見の要旨

(5) その他公聴会の経過に関する事項

(準備書についての市長の意見の提出期間)

第50条 条例第29条第1項の規則で定める期間は、120日とする。ただし、同項の意見を述べるため実地の調査を行う必要がある場合において、自然現象その他のやむを得ない事情により長期間にわたり当該実地の調査が著しく困難であるときは、150日を超えない範囲内において市長が定める期間とする。

2 第30条第2項の規定は、前項ただし書の規定により期間を定めた場合について準用する。

第5節 評価書の作成等

(条例第30条第1項第1号の規則で定める軽微な修正等)

第51条 条例第30条第1項第1号の規則で定める軽微な修正（以下この項において「軽微な修正」という。）は、別表第2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの（環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別な事情があるものを除く。）とする。ただし、複合事業（第1種事業又は第2種事業が新たに複合事業に該当することとなるものを含む。）に係る軽微な修正は、第2条第5項に規定する数値の和が10パーセント以上増加しないもの（複合事業を構成する事業であって同表の左欄に掲げる事業の区分に該当するものについて、当該該当する事業の区分が属する項の中欄に掲げる事業の諸元を修正する場合にあっては、当該事業の区分が属する項の右欄に掲げる要件に該当するものに限る。）

（環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別な事情があるものを除く。）とする。

2 条例第30条第1項第1号の規則で定める修正は、次に掲げるものとする。

(1) 事業規模の縮小

(2) 前項に規定する修正

(3) 別表第2の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の修正以外の修正

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする修正

(評価書の作成)

第52条 第31条の規定は、条例第30条第2項の規定により事業者が評価書を作成する場合について準用する。

2 事業者は、評価書を作成するに当たって、準備書に記載されている事項を修正したときは、当該準備書に記載した事項との相違を明らかにするものとする。

(評価書の送付部数)

第53条 第20条の規定は、評価書及びその要約書の送付部数について準用する。

(評価書についての公告の方法)

第54条 第21条の規定は、条例第32条の規定による公告について準用する。

(評価書の縦覧)

第55条 第22条の規定は、条例第32条の規定による縦覧について準用する。この場合において、第22条中「方法書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。

(評価書について公告する事項)

第56条 条例第32条の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域の位置
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 評価書の縦覧の場所、期間及び時間

(評価書の公表の方法)

第57条 第25条の規定は、条例第32条の規定による公表について準用する。この場合において、第25条中「方法書」とあるのは「評価書」と読み替えるものとする。

第3章 対象事業の内容の修正等

(条例第34条ただし書の規則で定める軽微な修正等)

第58条 第51条の規定は、条例第34条ただし書の規則で定める軽微な修正及び同条ただし書の規則で定める修正について準用する。

(条例第35条第2項の規則で定める軽微な修正等)

第59条 第51条の規定は、条例第35条第2項の規則で定める軽微な修正及び同

項の規則で定める修正について準用する。

(対象事業の廃止等についての公告)

第60条 第21条の規定は、条例第36条第1項の規定による公告について準用する。

2 条例第36条第1項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例第36条第1項各号のいずれかに該当することとなった旨及び該当した号
- (4) 条例第36条第1項第3号に該当した場合にあっては、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

第4章 評価書の公告及び縦覧後の手続

(条例第37条第2項の規則で定める軽微な変更等)

第61条 条例第37条第2項の規則で定める軽微な変更（以下この項において「軽微な変更」という。）は、別表第3の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更であって、同表の右欄に掲げる要件に該当するもの（環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別な事情があるものを除く。）とする。ただし、複合事業（第1種事業又は第2種事業が新たに複合事業に該当することとなるものを含む。）に係る軽微な変更は、第2条第5項に規定する数値の和が10パーセント以上増加しないもの（複合事業を構成する事業であって同表の左欄に掲げる事業の区分に該当するものについて、当該該当する事業の区分が属する項の中欄に掲げる事業の諸元を変更する場合にあっては、当該事業の区分が属する項の右欄に掲げる要件に該当するものに限る。）（環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別な事情があるものを除く。）とする。

2 条例第37条第2項の規則で定める変更は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業規模の縮小

(2) 前項に規定する変更

(3) 別表第3の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元の変更以外の変更

(4) 前3号に掲げるもののほか、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）

（評価書公告後の引継ぎの場合の公告）

第62条 第21条の規定は、条例第37条第4項の規定による公告について準用する。

2 条例第37条第4項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨

(4) 引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

（環境影響評価その他の手続の再実施の場合の公告）

第63条 第21条の規定は、条例第38条第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第38条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

(1) 事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

(2) 対象事業の名称、種類及び規模

(3) 条例第38条第1項の規定により環境影響評価その他の手続を行うこととした旨、その理由及び行うこととした手続

3 第21条及び第60条第2項の規定は、条例第38条第3項において準用する条例第36条第1項又は条例第37条第4項の規定による公告について準用する。

（工事着手等の届出）

第64条 条例第43条の規定による届出は、工事着手等届出書により行うものとする

る。

第5章 事後調査の実施等

(事後調査報告書の作成等)

第65条 事後調査報告書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称
- (3) 対象事業の目的
- (4) 対象事業の種類及び規模、対象事業が実施された区域その他の対象事業の内容に関する事項
- (5) 対象事業の工事の進捗状況又は工事完了後の土地若しくは工作物において行われている事業活動の状況
- (6) 環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度
- (7) 事後調査の項目、手法及び結果
- (8) 事後調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境の保全のための措置の内容、効果及び不確実性の程度
- (9) 専門家の助言を受けた場合にあっては、その内容と専門分野等
- (10) 事後調査の全部又は一部を他の者に委託して実施した場合にあっては、その者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

2 前項の規定により同項第9号に掲げる事項を記載するに当たっては、できる限り専門家の所属機関の種別について明らかにするよう努めるものとする。

3 条例第32条の規定による公告を行った事業者は、対象事業に係る工事中に事業主体が他の者に引き継がれた場合又は事業主体と供用後の運営管理主体が異なる等の場合には、当該主体との協力又は当該主体への要請等の方法及び内容を事後調査報告書に記載しなければならない。

4 事後調査報告書の送付部数は、30部を基準として市長が定める部数とする。

(事後調査報告書についての公告の方法等)

第66条 第21条の規定は、条例第44条第2項の規定による公告について準用する。

2 条例第44条第2項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 対象事業の名称、種類及び規模
- (3) 対象事業実施区域の位置
- (4) 関係地域の範囲
- (5) 事後調査報告書の縦覧の場所、期間及び時間
（事後調査報告書の縦覧）

第67条 第22条の規定は、条例第44条第2項の規定による縦覧について準用する。この場合において、第22条中「方法書」とあるのは「事後調査報告書」と読み替えるものとする。

（事後調査報告書の公表の方法）

第68条 第25条の規定は、条例第44条第2項の規定による公表について準用する。この場合において、第25条中「方法書及びその要約書」とあるのは「事後調査報告書」と読み替えるものとする。

（申出事業の申出）

第69条 条例第46条第1項の規定による申出は、申出事業に係る申出書により行うものとする。

（手続を中止しようとする場合の申出等）

第70条 条例第46条第2項の規定による申出は、申出事業に係る手続の中止申出書により行うものとする。

2 第21条の規定は、条例第46条第2項の規定による公告について準用する。

3 条例第46条第2項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 申出事業を実施しようとする者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- (2) 申出事業の名称、種類及び規模
- (3) 申出事業について環境影響評価及び事後調査その他の手続を中止しようとする旨

第6章 環境影響評価その他の手続の特例等

第1節 都市計画に定められる対象事業等に関する特例

(都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の条例の技術的読替え)

第71条 条例第47条第2項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条例の規定中読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条	事業者	第47条第1項に規定する都市計画決定権者（以下「都市計画決定権者」という。）
	対象事業	対象事業が都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第7項に規定する市街地開発事業として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業又は対象事業に係る施設が同条第5項に規定する都市施設として同法の規定により都市計画に定められる場合における当該対象事業に係る都市施設（以下「対象事業等」という。）を同法の規定により都市計画に定めようとする場合における当該都市計画に係る対象事業（以下「都市計画対象事業」という。）
	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
第6条第1項各号列記以外の部分	事業者	都市計画決定権者
第6条第1項第1号	事業者の氏名及び住所 （法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び	都市計画決定権者の名称

	主たる事務所の所在地)	
第6条第1項第2号	対象事業	都市計画対象事業
第6条第1項第3号	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
第7条から第9条まで	事業者	都市計画決定権者
第10条	事業者	都市計画決定権者
第1項	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない
第11条の見出し	対象事業	都市計画対象事業
第11条第1項及び第2項	事業者	都市計画決定権者
第11条第4項	事業者	都市計画決定権者
第11条	対象事業	都市計画対象事業
第6項	事業者	都市計画決定権者
第11条第8項	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
第11条第9項	事業者	都市計画決定権者
第12条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
第13条	事業者	都市計画決定権者

第 1 項各 号列記以 外の部分	対象事業	都市計画対象事業
第 1 3 条 第 1 項第 1 号	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第 1 3 条 第 1 項第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 1 3 条 第 1 項第 3 号	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第 1 3 条 第 1 項第 6 号	事業者	都市計画決定権者
第 1 3 条 第 1 項第 7 号	対象事業	都市計画対象事業
第 1 4 条	事業者	都市計画決定権者
第 1 5 条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第 1 6 条 か ら 第 1 9 条ま で	事業者	都市計画決定権者
第 2 0 条	事業者	都市計画決定権者
か ら 第 2 2 条ま	対象事業	都市計画対象事業

で		
第 2 3 条	事業者	都市計画決定権者
第 2 4 条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第 2 5 条 か ら 第 2 9 条ま で	事業者	都市計画決定権者
第 3 0 条 第 1 項各 号列記以 外の部分	事業者	都市計画決定権者
第 3 0 条 第 1 項第 3 号	対象事業	都市計画対象事業
第 3 0 条 第 2 項及 び第 3 1 条から第 3 3 条ま で	事業者	都市計画決定権者
第 3 4 条	事業者	都市計画決定権者
	修正しよう	修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう
第 3 5 条 の見出し	対象事業	都市計画対象事業
第 3 5 条 第 1 項	事業者	都市計画決定権者
	修正しよう	修正して対象事業等を都市計画法の規定により都市計画に定めよう

第 3 6 条	事業者	都市計画決定権者
第 1 項	対象事業を実施しない	対象事業等を都市計画に定めない
第 3 7 条	を行う	が行われる
	を行った	が行われた
	を行い	が行われ
	前条第 2 項	第 3 6 条第 2 項
第 3 8 条	を行った	が行われた
第 3 9 条	を行った	が行われた
	に行う	に行われる
	を行って	が行われて

（都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合の規則の読替え）

第 7 2 条 条例第 4 7 条第 1 項の規定により、都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における第 4 条から第 6 3 条まで（第 1 1 条第 2 項第 4 号、第 1 9 条第 7 項、第 6 0 条第 2 項第 4 号及び第 6 3 条第 3 項を除く。）の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第 4 条	条例第 5 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 5 条
	対象事業	都市計画対象事業
第 5 条第 1 項	条例第 6 条第 1 項第 5 号	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 6 条第 1 項第 5 号
	条例第 9 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 9 条
第 5 条第 2 項	事業者	都市計画決定権者
	条例第 6 条第 1 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 6 条第 1 項
第 7 条第 1 項	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域

第 8 条	条例第 8 条第 1 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 8 条第 1 項
第 9 条	事業者	都市計画決定権者
	対象事業	都市計画対象事業
第 1 0 条	事業者	都市計画決定権者
第 1 項各号列記以外の部分	条例第 9 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 9 条
第 1 0 条 第 1 項第 1 号	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
第 1 0 条 第 1 項第 2 号	対象事業	都市計画対象事業
第 1 0 条 第 1 項第 3 号	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
第 1 0 条 第 3 項から第 5 項まで	事業者	都市計画決定権者
第 1 1 条	条例第 1 0 条第 1 項の	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 0 条第 1 項の
	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業

	条例第 10 条第 1 項各号	第 71 条の規定により読み替えて適用される条例第 10 条第 1 項各号
第 12 条 の見出し	対象事業	都市計画対象事業
第 12 条	条例第 11 条第 2 項	第 71 条の規定により読み替えて適用される条例第 11 条第 2 項
	事業者	都市計画決定権者
第 13 条	事業者	都市計画決定権者
	条例第 11 条第 4 項	第 71 条の規定により読み替えて適用される条例第 11 条第 4 項
	条例第 11 条第 2 項	第 71 条の規定により読み替えて適用される条例第 11 条第 2 項
第 14 条	対象事業	都市計画対象事業
	条例第 11 条第 6 項に	第 71 条の規定により読み替えて適用される条例第 11 条第 6 項に
	条例第 11 条第 6 項第 1 号	第 71 条の規定により読み替えて適用される条例第 11 条第 6 項第 1 号
第 15 条	条例第 11 条第 6 項	第 71 条の規定により読み替えて適用される条例第 11 条第 6 項
	条例第 8 条第 1 項	第 71 条の規定により読み替えて適用される条例第 8 条第 1 項
第 16 条	事業者	都市計画決定権者
第 17 条	条例第 12 条第 2 項	第 71 条の規定により読み替えて適用される条例第 12 条第 2 項
	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業

	事業実施想定区域	都市計画対象事業実施想定区域
	条例第 1 2 条第 1 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 2 条第 1 項
	条例第 1 1 条第 2 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 1 条第 2 項
第 1 8 条	条例第 1 2 条第 5 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 2 条第 5 項
	事業者	都市計画決定権者
第 1 9 条	条例第 1 3 条第 1 項第 2 号	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 3 条第 1 項第 2 号
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	条例第 1 3 条第 1 項第 3 号	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 3 条第 1 項第 3 号
	条例第 1 3 条第 1 項第 7 号	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 3 条第 1 項第 7 号
	条例第 1 3 条第 1 項第 8 号	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 3 条第 1 項第 8 号
	条例第 9 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 9 条
	事業者	都市計画決定権者
	条例第 5 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 5 条
	条例第 1 5 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 5 条
第 2 1 条	条例第 1 5 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 5 条
第 2 2 条	条例第 1 5 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 5 条

	事業者	都市計画決定権者
第 2 3 条	条例第 1 5 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 5 条
	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	条例第 1 7 条第 1 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 7 条第 1 項
第 2 4 条	条例第 1 5 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 5 条
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第 2 5 条	条例第 1 5 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 5 条
	事業者	都市計画決定権者
第 2 6 条	事業者	都市計画決定権者
第 2 7 条	条例第 1 6 条第 2 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 6 条第 2 項
	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	条例第 1 5 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 5 条
第 2 8 条	条例第 1 6 条第 4 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用さ

		れる条例第 1 6 条第 4 項
	事業者	都市計画決定権者
第 2 9 条	条例第 1 7 条第 1 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 7 条第 1 項
第 3 0 条	条例第 1 9 条第 1 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 9 条第 1 項
	事業者	都市計画決定権者
第 3 1 条	条例第 2 2 条第 1 項第 1 号	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 2 2 条第 1 項第 1 号
	対象事業	都市計画対象事業
	第 5 項まで及び第 7 項	第 5 項まで
	条例第 2 2 条の	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 2 2 条第 1 項の
	事業者	都市計画決定権者
	条例第 1 3 条第 1 項第 7 号	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 3 条第 1 項第 7 号
	「条例第 2 2 条第 1 項第 5 号」と、第 1 9 条第 7 項中「条例第 1 3 条第 2 項」とあるのは「条例第 2 2 条第 2 項において準用する条例第 1 3 条第 2 項」	「第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 2 2 条第 1 項第 5 号」
	条例第 2 2 条第 1 項第 8 号	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 2 2 条第 1 項第 8 号
	条例第 1 5 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 1 5 条
	条例第 2 2 条第 1 項第 4 号	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 2 2 条第 1 項第 4 号
	条例第 2 2 条第 1 項第 6	第 7 1 条の規定により読み替えて適用さ

	号イ	れる条例第２２条第１項第６号イ
	条例第２２条第１項第６号ウ	第７１条の規定により読み替えて適用される条例第２２条第１項第６号ウ
	条例第２２条第１項第６号エ	第７１条の規定により読み替えて適用される条例第２２条第１項第６号エ
第３３条 及 び 第 ３４条	条例第２４条	第７１条の規定により読み替えて適用される条例第２４条
第３５条	条例第２４条	第７１条の規定により読み替えて適用される条例第２４条
	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	条例第２６条第１項	第７１条の規定により読み替えて適用される条例第２６条第１項
第３６条	条例第２４条	第７１条の規定により読み替えて適用される条例第２４条
第３７条	条例第２５条第１項	第７１条の規定により読み替えて適用される条例第２５条第１項
第３８条	条例第２５条第２項	第７１条の規定により読み替えて適用される条例第２５条第２項
	条例第１５条	第７１条の規定により読み替えて適用される条例第１５条
第３９条	条例第２５条第２項	第７１条の規定により読み替えて適用される条例第２５条第２項
第４０条	条例第２６条第１項	第７１条の規定により読み替えて適用さ

		れる条例第26条第1項
第41条	条例第28条第1項	第71条の規定により読み替えて適用される条例第28条第1項
第42条	事業者の氏名及び住所 (法人にあっては、その 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
	事業者	都市計画決定権者に
第43条 及び第 49条	対象事業	都市計画対象事業
第50条	条例第29条第1項	第71条の規定により読み替えて適用される条例第29条第1項
第51条 (見出し を含む。)	条例第30条第1項第1 号	第71条の規定により読み替えて適用される条例第30条第1項第1号
第52条	条例第30条第2項	第71条の規定により読み替えて適用される条例第30条第2項
	事業者	都市計画決定権者
第54条 及び第 55条	条例第32条	第71条の規定により読み替えて適用される条例第32条
第56条	条例第32条	第71条の規定により読み替えて適用される条例第32条
	事業者の氏名及び住所 (法人にあっては、その 名称、代表者の氏名及び	都市計画決定権者の名称

	主たる事務所の所在地)	
	対象事業	都市計画対象事業
	対象事業実施区域	都市計画対象事業実施区域
第 5 7 条	条例第 3 2 条	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 3 2 条
第 5 8 条 (見出しを含む。)	条例第 3 4 条ただし書	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 3 4 条ただし書
	同条ただし書	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 3 4 条ただし書
第 6 0 条	条例第 3 6 条第 1 項の	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 3 6 条第 1 項の
	事業者の氏名及び住所 (法人にあっては、その 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	都市計画決定権者の名称
	対象事業	都市計画対象事業
	条例第 3 6 条第 1 項各号	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 3 6 条第 1 項各号
第 6 1 条 (見出しを含む。)	条例第 3 7 条第 2 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 3 7 条第 2 項
第 6 2 条	条例第 3 7 条第 4 項	第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 3 7 条第 4 項

(都市計画に係る手続との調整)

第 7 3 条 第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 2 4 条又は条例第 3 2 条の規定により都市計画決定権者が行う公告は、これらの者が定める都市計画についての都市計画法第 1 7 条第 1 項 (同法第 2 1 条第 2 項において準用する場合及び同法第 2 2 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。以下同じ。) の規定による公告又は同法第 2 0 条第 1 項 (同法第 2 1 条第 2 項において準用する

場合及び同法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。) の規定による告示と併せて行うものとする。

2 都市計画決定権者は、準備書及び都市計画の案を縦覧に供した場合において述べられた意見の内容が、当該準備書についての意見書と、当該準備書に係る都市計画の案についての都市計画法第 17 条第 2 項（同法第 21 条第 2 項において準用する場合及び同法第 22 条第 1 項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による意見書のいずれに係るものであるかを判別することができないときは、当該準備書についての意見書とみなしてこの条例の規定を適用する。

（対象事業の内容の変更を伴う都市計画の変更の場合の再実施）

第 7 4 条 第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 3 2 条の規定による公告を行った後に、都市計画決定権者が第 7 1 条の規定により読み替えて適用される条例第 13 条第 1 項第 2 号に掲げる事項の変更に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該事項の変更についての条例第 37 条第 2 項及び第 3 項の規定に基づいて経るべき環境影響評価その他の手続は、次項に定めるところにより、当該都市計画決定権者が当該事項の変更に係る事業者又は対象事業を実施している者に代わるものとして、当該都市計画の変更をする手続と併せて行うものとする。

2 前項の場合における条例第 37 条第 2 項及び第 3 項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第 3 7 条 第 2 項	事業者は、第 3 2 条	都市計画決定権者は、熊本市環境影響評価条例施行規則（令和 7 年規則第 17 号。以下「規則」という。）第 7 1 条の規定により読み替えて適用される第 3 2 条
	第 1 3 条第 1 項第 2 号	規則第 7 1 条の規定により読み替えて適用される第 1 3 条第 1 項第 2 号
	を変更	の変更に係る都市計画の変更を
	当該変更	当該事項の変更
第 3 7 条 第 3 項	第 1 項の規定は、第 3 2 条	第 3 7 条第 1 項の規定は、都市計画決定権者が規則第 7 1 条の規定により読み替

		えて適用される第 3 2 条
	第 1 3 条第 1 項第 2 号	規則第 7 1 条の規定により読み替えて適用される第 1 3 条第 1 項第 2 号
	当該事業	当該事業に係る都市計画の変更をしようとする場合における当該都市計画に係る事業
	事業者	都市計画における事業者
	第 1 項中「公告」とあるのは、	第 3 7 条第 1 項中「第 3 2 条」とあるのは「規則第 7 1 条の規定により読み替えて適用される第 3 2 条」と、「公告」とあるのは
	を行い	が行われ
	行うものに限る。)」	行われるものに限る。)」と、「を行う」とあるのは「が行われる」と、「第 3 0 条第 1 項」とあるのは「規則第 7 1 条の規定により読み替えて適用される第 3 0 条第 1 項」

(事業者の行う環境影響評価との調整)

第 7 5 条 事業者が条例第 7 条の規定による公表を行ってから条例第 1 3 条第 1 項の規定により方法書を作成するまでの間において、当該配慮書に係る対象事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該配慮書に係る事業者（事業者が既に条例第 7 条の規定により当該配慮書を送付しているときは、事業者及び市長）にその旨の通知をしたときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第 4 7 条第 1 項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後直ちに当該配慮書を都市計画決定権者に送付しなければならない。

2 事業者が条例第 1 1 条第 2 項の規定による申請を行ってから条例第 1 3 条第 1 項の規定により方法書を作成するまでの間において、当該申請に係る対象事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が当該申請に係る事業者及び市長にその旨の通知をしたときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第 4 7 条第 1 項

の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後直ちに当該申請を行った旨（当該申請に対し条例第11条第6項各号（同条第8項及び条例第35条第2項の規定において準用する場合を含む。）のいずれかの措置が採られているときは、その旨を含む。）を都市計画決定権者に通知しなければならない。

- 3 事業者が条例第13条第1項の規定により方法書を作成してから条例第15条の規定による公告を行うまでの間において、当該方法書に係る対象事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者（事業者が既に条例第14条の規定により当該方法書を送付しているときは、事業者及び市長）にその旨を通知したときは、当該都市計画に係る対象事業についての条例第47条第1項の規定は、事業者がその通知を受けたときから適用する。この場合において、事業者は、その通知を受けた後、直ちに当該方法書を都市計画決定権者に送付しなければならない。
- 4 前3項の場合において、その通知を受ける前に事業者が行った環境影響評価その他の手続は、都市計画決定権者が行ったものとみなし、事業者に対して行われた手続は、都市計画決定権者に対して行われたものとみなす。
- 5 事業者が条例第15条の規定による公告を行ってから条例第24条の規定による公告を行うまでの間において、これらの公告に係る対象事業を都市計画に定めようとする都市計画決定権者が事業者及び市長にその旨を通知したときは、事業者は、当該対象事業に係る準備書を作成していない場合にあっては作成した後速やかに、準備書を既に作成している場合にあっては通知を受けた後直ちに、当該準備書を都市計画決定権者に送付するものとする。この場合において、当該都市計画に係る対象事業については、条例第47条第1項の規定は、都市計画決定権者が当該準備書の送付を受けたときから適用する。
- 6 第4項の規定は、前項の規定による送付が行われる前の手続について準用する。
- 7 事業者が条例第24条の規定による公告を行ってから条例第32条の規定による公告を行うまでの間において、第5項の都市計画につき都市計画法第17条第1項の規定による公告が行われたときは、当該都市計画に係る対象事業については、引き続き条例第3章第5節及び第6節の規定による環境影響評価その他の手続を行うものとし、条例第47条第1項の規定は、適用しない。この場合において、事業者は、条例第32条の規定による公告を行った後、速やかに、都市計画決定権者に当

該公告に係る同条の評価書を送付しなければならない。

第2節 港湾計画に係る港湾環境影響評価その他の手続

(対象港湾計画の要件)

第76条 条例第50条第1項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行わなければならない港湾計画の決定又は決定後の港湾計画の変更は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 港湾計画の決定であって、当該港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立てに係る区域及び土地を掘り込んで水面とする区域（以下「埋立て等区域」という。）の面積の合計が150ヘクタール以上であるもの

(2) 決定後の港湾計画の変更であって、当該変更後の港湾計画に定められる港湾開発等の対象となる区域のうち、埋立て等区域（当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積の合計が150ヘクタール以上であるもの

(港湾環境影響評価その他の手続を行う場合の条例の技術的読替え)

第77条 条例第50条第2項の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

条例の規定中読み替えられる規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3章第4節の節名及び第20条の見出し	環境影響評価	港湾環境影響評価
第20条	事業者	第50条第1項の港湾管理者（以下「港湾管理者」という。）
	前条第1項の意見が述べられたときはこれを勘案するとともに、第17条第1項の意見に配意して	技術指針

	第 1 3 条第 1 項第 7 号に掲げる事項に検討を加え、技術指針	
	対象事業に係る環境影響評価	第 5 0 条第 1 項の対象港湾計画（以下「対象港湾計画」という。）に定められる第 4 9 条の港湾開発等（以下「港湾開発等」という。）に係る同条の港湾環境影響評価（以下「港湾環境影響評価」という。）
第 2 1 条 の見出し	環境影響評価	港湾環境影響評価
第 2 1 条	事業者	港湾管理者
	対象事業に係る環境影響評価	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る港湾環境影響評価
第 2 2 条	事業者	港湾管理者
	対象事業	対象港湾計画に定められる港湾開発等
	環境影響評価	港湾環境影響評価
	環境影響評価準備書	港湾環境影響評価準備書
	第 1 3 条第 1 項第 1 号から第 6 号までに掲げる事項	港湾管理者の名称及び住所
	第 1 7 条第 1 項の意見の概要	対象港湾計画の目的及び内容
	第 1 9 条第 1 項の市長の意見	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域及びその周囲の概況
	環境影響の内容	第 4 9 条の港湾環境影響（以下「港湾環境影響」という。）の内容
	事後調査	港湾事後調査（対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更後に当該港湾計画に係る港湾開発等の実施が環境に

		及ぼす影響を把握するために行う調査をいう。以下同じ。)
	環境影響の総合的な評価	港湾環境影響の総合的な評価
第 2 3 条	事業者	港湾管理者
第 2 4 条	事業者	港湾管理者
	係る環境影響評価	係る港湾環境影響評価
	対象事業に係る環境影響	対象港湾計画に定められる港湾開発等に 係る港湾環境影響
	第 1 7 条第 1 項及び第 1 9 条第 1 項の意見並び に第 2 1 条の規定により 行った環境影響評価の結 果に鑑み第 1 5 条の地域 に追加すべきものと認め られる地域を含む。以下	以下
第 2 5 条 か ら 第 2 9 条ま で	事業者	港湾管理者
第 3 0 条	事業者	港湾管理者
	事業が対象事業	港湾計画が対象港湾計画
	第 1 3 条第 1 項第 2 号	第 2 2 条第 1 項第 2 号
	事業規模	港湾計画に定められる港湾開発等の規模
	同条から	第 2 0 条から
	環境影響評価	港湾環境影響評価
	第 1 3 条第 1 項第 1 号又 は第 2 2 条第 1 項第 2 号 から第 4 号まで若しくは 第 7 号	第 2 2 条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 7 号

	対象事業に係る	対象港湾計画に定められる港湾開発等に係る
	環境影響評価書	港湾環境影響評価書
第 3 1 条 か ら 第 3 3 条ま で	事業者	港湾管理者
第 4 章の 章名	対象事業	対象港湾計画
第 3 4 条 (見出し を含む。)	事業内容	港湾計画の内容
	環境影響評価	港湾環境影響評価
	事業者	港湾管理者
	第 1 5 条	第 2 4 条
	第 1 3 条第 1 項第 2 号	第 2 2 条第 1 項第 2 号
	事業が対象事業	港湾計画が対象港湾計画
	の事業に	の港湾計画に定められる港湾開発等
	第 1 3 条から	第 2 0 条から
	事業規模	港湾計画に定められる港湾開発等の規模
	該当し、又は当該修正後の事業について、次条第 2 項の規定において準用する第 1 1 条第 6 項第 2 号の措置が採られた	該当する
第 3 6 条 の見出し	対象事業の廃止等	対象港湾計画の決定等の中止
第 3 6 条	事業者	港湾管理者
	第 1 5 条	第 2 4 条
	対象事業を実施	対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更を

	第 1 3 条第 1 項第 2 号	第 2 2 条第 1 項第 2 号
	事業が対象事業	港湾計画が対象港湾計画
第 3 7 条 の見出し	対象事業の実施	対象港湾計画の決定又は決定後の対象港湾計画の変更
第 3 7 条	事業者	港湾管理者
	、対象事業	、対象港湾計画
	事業が対象事業	港湾計画が対象港湾計画
	事業)を実施	港湾計画。以下この条において同じ。)の決定又は決定後の対象港湾計画の変更を
	第 1 3 条第 1 項第 2 号	第 2 2 条第 1 項第 2 号
	事業規模	港湾計画に定められる港湾開発等の規模
	環境影響評価	港湾環境影響評価
	当該事業を実施	当該港湾計画の決定又は決定後の当該港湾計画の変更を
第 6 章の 章名及び 第 4 4 条 の見出し	事後調査	港湾事後調査
第 4 4 条	事業者は、対象事業に係る工事に着手した後、評価書（第 1 1 条第 6 項第 2 号（同条第 8 項及び第 3 5 条第 2 項の規定において準用する場合を含む。）の措置が採られた事業者にあつては、第 1 1 条第 2 項に規定する事後調査に係る計画に関する書類）に記載された事後	港湾管理者は、対象港湾計画に係る当該港湾計画の決定又は決定後の当該港湾計画の変更後、評価書に記載された港湾事後調査

	調査	
	事業者から	港湾管理者から
第45条	事業者	港湾管理者

（港湾環境影響評価その他の手続を行う場合の規則の準用）

第78条 第2章第4節から第5章まで（第31条第4項、第59条、第60条第2項第4号、第62条から第64条まで、第65条第3項、第69条及び第70条を除く。）の規定は、条例第50条第1項の規定により港湾環境影響評価その他の手続を行う場合について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第31条	条例第22条第1項第1号	条例第50条第2項において準用する条例第22条第1項第1号
	対象事業	対象港湾計画
	第5項まで及び第7項	第5項まで
	条例第22条の	条例第50条第2項において準用する条例第22条第1項の
	事業者	港湾管理者
	「条例第22条第1項第5号」と、第19条第7項中「条例第13条第2項」とあるのは「条例第22条第2項において準用する条例第13条第2項」	「条例第50条第2項において準用する条例第22条第1項第5号」
	第19条第6項の	第19条第6項（第1号から第3号までの規定を除く。）の
	条例第22条第1項第8号	条例第50条第2項において準用する条例第22条第1項第8号
	条例第22条第1項第6号イ	条例第50条第2項において準用する条例第22条第1項第6号イ

	条例第 2 2 条第 1 項第 6 号ウ	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 2 条第 1 項第 6 号ウ
	条例第 2 2 条第 1 項第 6 号エ	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 2 条第 1 項第 6 号エ
	環境影響評価	港湾環境影響評価
第 3 3 条	条例第 2 4 条	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 4 条
第 3 4 条	条例第 2 4 条	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 4 条
	「準備書」	「準備書」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」
第 3 5 条	条例第 2 4 条	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 4 条
	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称及び住所
	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積
	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域
	条例第 2 6 条第 1 項	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 6 条第 1 項
第 3 6 条	条例第 2 4 条	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 4 条
	「準備書」	「準備書」と、「事業者」とあるのは「港

		湾管理者」
第 3 7 条	条例第 2 5 条第 1 項	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 5 条第 1 項
	準用する。	準用する。この場合において、第 2 6 条中「事業者」とあるのは「港湾管理者」と読み替えるものとする。
第 3 8 条 第 1 項	条例第 2 5 条第 2 項	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 5 条第 2 項
第 3 8 条 第 2 項	条例第 2 5 条第 2 項	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 5 条第 2 項
	第 2 7 条第 2 項中	第 2 7 条第 2 項中「事業者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）」とあるのは「港湾管理者の名称及び住所」と、「対象事業の名称、種類及び規模」とあるのは「対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積」と、「対象事業実施区域」とあるのは「対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域」と、
第 3 9 条	条例第 2 5 条第 2 項	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 5 条第 2 項
	「準備書説明会」	「準備書説明会」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」
第 4 0 条	条例第 2 6 条第 1 項	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 2 6 条第 1 項
第 4 1 条	条例第 2 8 条第 1 項	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条

		例第 2 8 条第 1 項
第 4 2 条	事業者の氏名及び住所 (法人にあっては、その 名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称及び住所
	対象事業の名称、種類及 び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に 定められる埋立て等区域(決定後の港湾 計画の変更にあつては、当該変更前の港 湾計画に定められていたものを除く。)の 面積
	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等が 実施されるべき区域
	事業者に	港湾管理者に
第 4 3 条 及 び 第 4 9 条	対象事業	対象港湾計画
第 5 0 条	条例第 2 9 条第 1 項	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条 例第 2 9 条第 1 項
	準用する。	準用する。この場合において、第 3 0 条第 2 項中「事業者」とあるのは、「港湾管理 者」と読み替えるものとする。
第 5 1 条 (見出し を含む。)	条例第 3 0 条第 1 項第 1 号	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条 例第 3 0 条第 1 項第 1 号
	別表第 2 の左欄に掲げる 対象事業の区分ごとにそ れぞれ同表の中欄に掲げ る事業の諸元	第 7 6 条第 1 号又は第 2 号に規定する区 域の位置
	同表の右欄に掲げる要件 に該当するもの(環境影	当該修正によって新たに当該区域となる 部分の面積の合計が当該修正前の当該区

	響	域の面積の合計の 30 パーセント未満であるもの（港湾環境影響
	とする。ただし、複合事業（第 1 種事業又は第 2 種事業が新たに複合事業に該当することとなるものを含む。）に係る軽微な修正は、第 2 条第 5 項に規定する数値の和が 10 パーセント以上増加しないもの（複合事業を構成する事業であって同表の左欄に掲げる事業の区分に該当するものについて、当該該当する事業の区分が属する項の中欄に掲げる事業の諸元を修正する場合にあっては、当該事業の区分が属する項の右欄に掲げる要件に該当するものに限る。）（環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別な事情があるものを除く。）とする。	とする。
第 52 条	条例第 30 条第 2 項	条例第 50 条第 2 項において準用する条例第 30 条第 2 項
	事業者	港湾管理者

第 5 4 条	条例第 3 2 条	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 3 2 条
第 5 5 条	条例第 3 2 条	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 3 2 条
	「評価書」	「評価書」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」
第 5 6 条	条例第 3 2 条	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 3 2 条
	事業者の氏名及び住所 (法人にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称及び住所
	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積
	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域
第 5 7 条	条例第 3 2 条	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 3 2 条
	「評価書」	「評価書」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」と
第 3 章の章名	対象事業	対象港湾計画
第 5 8 条 (見出しを含む。)	条例第 3 4 条ただし書	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 3 4 条ただし書
	同条ただし書	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 3 4 条ただし書

第 6 0 条 (見出しを含む。)	対象事業の廃止等	対象港湾計画の決定等の中止
	条例第 3 6 条第 1 項の	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 3 6 条第 1 項の
	事業者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称及び住所
	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域(決定後の港湾計画の変更にあっては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。)の面積
	条例第 3 6 条第 1 項各号	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 3 6 条第 1 項各号
第 6 1 条 (見出しを含む。)	条例第 3 7 条第 2 項	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 3 7 条第 2 項
	別表第 3 の左欄に掲げる対象事業の区分ごとにそれぞれ同表の中欄に掲げる事業の諸元	第 7 6 条第 1 号又は第 2 号に規定する区域の位置
	同表の右欄に掲げる要件に該当するもの(環境影響	当該変更によって新たに当該区域となる部分の面積の合計が当該変更前の当該区域の面積の合計の 3 0 パーセント未満であるもの(港湾環境影響
	とする。ただし、複合事業(第 1 種事業又は第 2 種事業が新たに複合事業に該当することとなるものを含む。)に係る軽微な変	とする。

	更は、第２条第５項に規定する数値の和が１０パーセント以上増加しないもの（複合事業を構成する事業であって同表の左欄に掲げる事業の区分に該当するものについて、当該該当する事業の区分が属する項の中欄に掲げる事業の諸元を変更する場合にあっては、当該事業の区分が属する項の右欄に掲げる要件に該当するものに限る。）（環境影響が相当な程度を超えて増加するおそれがあると認めるべき特別な事情があるものを除く。）とする。	
第５章の章名	事後調査	港湾事後調査
第６５条	事業者の氏名及び住所 （法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）	港湾管理者の名称及び住所
	対象事業	対象港湾計画
	の種類及び規模	に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあつては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）

		の面積
	が実施された	に定められる港湾開発等が実施された
	の工事の進捗状況又は工事完了後の土地若しくは工作物において行われている事業活動の状況	に定められる港湾開発等の工事完了後の工作物において行われている事業活動の状況
	事後調査	港湾事後調査
第 6 6 条	条例第 4 4 条第 2 項	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 4 4 条第 2 項
	事業者の氏名及び住所 (法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	港湾管理者の名称及び住所
	対象事業の名称、種類及び規模	対象港湾計画の名称及び対象港湾計画に定められる埋立て等区域（決定後の港湾計画の変更にあっては、当該変更前の港湾計画に定められていたものを除く。）の面積
	対象事業実施区域	対象港湾計画に定められる港湾開発等が実施されるべき区域
第 6 7 条	条例第 4 4 条第 2 項	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 4 4 条第 2 項
	「事後調査報告書」	「事後調査報告書」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」
第 6 8 条	条例第 4 4 条第 2 項	条例第 5 0 条第 2 項において準用する条例第 4 4 条第 2 項
	「事後調査報告書」	「事後調査報告書」と、「事業者」とあるのは「港湾管理者」

第 7 章 環境影響評価法との関係

(法対象事業に係る規則の読替え)

第79条 第64条及び第65条第4項の規定は、法対象事業について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第64条	条例第43条	条例第52条第2項の規定により読み替えて適用される条例第43条
第65条 の見出し	事後調査報告書の作成等	法の報告書の送付部数
第65条 第4項	事後調査報告書	法の報告書

第8章 熊本市環境影響評価審査会

(会長)

第80条 審査会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第81条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 審査会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門委員)

第82条 審査会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(部会)

第83条 審査会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、部会に属する委員の互選によってこれを定める。

- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、会長が招集する。
- 7 部会は、部会に属する委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 8 部会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。
- 9 審査会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審査会の決議とすることができる。

(書面審議)

第84条 会長は、緊急の必要があり審査会の会議を招集する時間的余裕がない場合
その他やむを得ない理由のある場合は、議事の内容を記載した書面を各委員に送付
し、会長が指定する期日までに委員ごとの審議結果を回答させることをもって審査
会の会議に代えることができる。この場合において、当該期日までに審議結果を回
答した委員は、当該期日に会議に出席したものとみなす。

- 2 第81条第3項の規定は、前項の場合について準用する。
- 3 前2項の規定は、部会について準用する。

(庶務)

第85条 審査会の庶務は、環境政策課において処理する。

(委任)

第86条 第80条から前条までに定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事
項は、会長が審査会に諮って定める。

第9章 雑則

(立入調査の身分証明書)

第87条 条例第54条第3項の証明書は、別記様式のとおりとする。

(書類の様式等)

第88条 次の表の左欄に掲げる送付は、それぞれ同表の右欄に掲げる書類により行
うものとする。

条例第 7 条の規定による送付	配慮書送付書
条例第 1 4 条の規定による送付	方法書送付書
条例第 1 8 条の規定による送付	方法書意見概要送付書
条例第 2 3 条の規定による送付	準備書送付書
条例第 2 7 条の規定による送付	準備書意見概要等送付書
条例第 3 1 条の規定による送付	評価書送付書
条例第 4 4 条第 1 項の規定による送付	事後調査報告書送付書

2 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。

3 前項の様式のうち事業者等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 8 章の規定 令和 7 年 4 月 1 日

(2) 第 1 章、附則第 4 条及び別表第 1 の規定 条例附則第 1 条第 2 号に規定する日

(条例附則第 2 条第 1 項の規則で定める軽微な変更)

第 2 条 第 6 1 条第 2 項の規定は、条例附則第 2 条第 1 項の規則で定める軽微な変更について準用する。

(条例附則第 2 条第 2 項の規則で定める条件)

第 3 条 条例附則第 2 条第 2 項の規則で定める条件は、環境への負荷の低減を目的とする変更（緑地その他の緩衝空地を増加するものに限る。）であることとする。

(条例施行前に環境影響評価その他の手続を行う場合の届出)

第 4 条 条例附則第 3 条第 2 項の規定による届出は、次に掲げる事項を届け出て行うものとする。

(1) 条例の施行後に事業者となるべき者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

- (2) 条例附則第3条第1項の規定により行われる環境影響評価その他の手続に係る事業の名称、種類及び規模
- (3) 条例附則第3条第1項の規定により行われる環境影響評価その他の手続に係る事業が実施されるべき区域
- (4) 条例の施行後に条例第12条の対象事業が事業実施想定区域において実施されると想定した場合における当該対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域となるべき地域
- (5) 条例附則第3条第1項の規定に基づき、条例第3章の規定の例による環境影響評価その他の手続を行うこととした旨

附 則（令和7年9月30日規則第67号）

この規則は、熊本市環境影響評価条例（令和7年条例第22号）の施行の日から施行する。

別表第1（第2条、第14条関係）

事業の種類	第1種事業の要件	第2種事業の要件
1 条例別 表1の項 に掲げる 事業の種 類	(1) 道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号から第4号までに規定する道路、農道及び林道（以下「一般国道等」という。）の新設の事業（車線の数4以上であり、かつ、長さが5キロメートル以上である道路を設けるものに限る。） (2) 一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数増加させ、又は新たに道路を設けるもの（車線の数増加に係る部分	(1) 一般国道等の新設の事業（指定地域内において、車線の数4以上であり、かつ、長さが2.5キロメートル以上である道路を設けるものに限る。） (2) 一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線の数増加させ、又は新たに道路を設けるもの（指定地域内において、車線の数増加に係る部分（改築後の車線の数4以上であるものに限る。）及び変更後の道

	(改築後の車線の数が4以上であるものに限る。)及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数4以上であるものに限る。)の長さの合計が5キロメートル以上であるものに限る。) (3) 森林地域(国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条第2項に規定する森林地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号に規定する農用地区域を除く。)をいう。以下同じ。)における一般国道等の新設の事業((1)に掲げる要件に該当するものを除き、車線の数2以上であり、かつ、森林地域における長さの合計が10キロメートル以上である道路を設けるものに限る。) (4) 森林地域における一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの((2)に掲げる要件に該当するものを除き、	路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数4以上であるものに限る。)の長さの合計が2.5キロメートル以上であるものに限る。) (3) 森林地域における一般国道等の新設の事業((1)に掲げる要件に該当するものを除き、指定地域内において、車線の数2以上であり、かつ、森林地域における長さの合計が5キロメートル以上である道路を設けるものに限る。) (4) 森林地域における一般国道等の改築の事業であって、道路の区域を変更して車線数を増加させ、又は新たに道路を設けるもの((2)に掲げる要件に該当するものを除き、指定地域内において、車線数の増加に係る部分(改築後の車線の数2以上であるものに限る。)及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分(車線の数2以上であるものに限る。)の森林地域における長さの合計が5キロメートル以上である
--	--	--

	車線の数の増加に係る部分（改築後の車線の数が2以上であるものに限る。）及び変更後の道路の区域において新たに設けられる道路の部分（車線の数が2以上であるものに限る。）の森林地域における長さの合計が10キロメートル以上であるものに限る。） (5) 森林法第193条に規定する林道の開設又は拡張の事業であって、森林法施行令（昭和26年政令第276号）別表第3林道の開設に要する費用の項第6号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第1号(2)及び同項第2号(3)に規定する林道に係るもの（(3)及び(4)に掲げる要件に該当するものを除き、幅員が6.5メートル以上であり、かつ、長さが10キロメートル以上である林道を設けるものに限る。）	ものに限る。） (5) 森林法第193条に規定する林道の開設又は拡張の事業であって、森林法施行令別表第3林道の開設に要する費用の項第6号並びに同表林道の拡張に要する費用の項第1号(2)及び同項第2号(3)に規定する林道に係るもの（(3)及び(4)に掲げる要件に該当するものを除き、指定地域内において、幅員が6.5メートル以上であり、かつ、長さが5キロメートル以上である林道を設けるものに限る。）
2 条例別 表2の項 に掲げる 事業の種 類	(1) 河川管理施設等構造令（昭和51年政令第199号）第2条第2号のサーチャージ水位（サーチャージ水位がないダムにあっては、同条第1号の常時満水位）における貯水	(1) 指定地域で実施される事業であって、貯水面積が25ヘクタール以上であるダムの新築の事業（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しよ

池の区域（以下「貯水区域」という。）の面積（以下「貯水面積」という。）が50ヘクタール以上であるダムの新築の事業（当該ダムが水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第15号の発電事業者（その者が国土交通大臣、知事又は独立行政法人水資源機構である場合を除く。以下「発電事業者」という。）であるもの（当該水力発電所の出力が15,000キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。）

(2) 計画湛^{たん}水位^{せき}（堰^{せき}の新築又は改築に関する計画において非洪水時に堰^{せき}によってたたえることとした流水の最高の水位

うとする者（当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が7,500キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。）

(2) 指定地域で実施される事業であつて、湛^{たん}水面積^{せき}が25ヘクタール以上である堰^{せき}の新築の事業（当該堰^{せき}が水力発電所の設備となる場合にあつては、当該事業を実施しようとする者（当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が7,500キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に

で堰^{せき}の直上流部におけるものをいう。)における湛^{たん}水区域(以下「湛^{たん}水区域」という。)の面積(以下「湛^{たん}水面積」という。)が50ヘクタール以上である堰^{せき}の新築の事業(当該堰^{せき}が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの(当該水力発電所の出力が15,000キロワット以上である場合に限る。)及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。)

(3) 改築後の湛^{たん}水面積が50ヘクタール以上であり、かつ、湛^{たん}水面積が25ヘクタール以上増加することとなる堰^{せき}の改築の事業(当該改築後の堰^{せき}が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を

該当するものを除く。)

(3) 指定地域で実施される事業であって、改築後の湛^{たん}水面積が25ヘクタール以上であり、かつ、湛^{たん}水面積が12.5ヘクタール以上増加することとなる堰^{せき}の改築の事業(当該改築後の堰^{せき}が水力発電所の設備となる場合にあっては、当該事業を実施しようとする者(当該事業を実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者)が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの(当該水力発電所の出力が7,500キロワット以上である場合に限る。)及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。)

(4) 指定地域で実施される事業であって、25ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業

	実施しようとする者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者であるもの（当該水力発電所の出力が15,000キロワット以上である場合に限る。）及び当該水力発電所の専用設備の設置に該当するものを除く。） (4) 50ヘクタール以上の面積の土地の形状を変更する放水路の新築の事業	
3 条例別 表3の項 に掲げる 事業の種 類	(1) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道（懸垂式鉄道、跨座式鉄道、案内軌条式鉄道、無軌条電車、鋼索鉄道、浮上式鉄道その他の特殊な構造を有する鉄道並びに全国新幹線鉄道整備法（昭和45年法律第71号）第2条に規定する新幹線鉄道及び同法附則第6項第1号に規定する新幹線鉄道規格新線を除く。以下「普通鉄道」という。）の建設（同項第2号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。）の	(1) 普通鉄道の建設（全国新幹線鉄道整備法附則第6項第2号の新幹線鉄道直通線の建設を除く。）の事業（指定地域内において長さが2.5キロメートル以上である鉄道を設けるものに限る。） (2) 指定地域で実施される事業であって、普通鉄道に係る鉄道施設の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。）の事業（指

	事業（長さが５キロメートル以上である鉄道を設けるものに限る。） (2) 普通鉄道に係る鉄道施設の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。）の事業（改良に係る部分の長さが５キロメートル以上であるものに限る。） (3) 軌道法（大正１０年法律第７６号）による新設軌道（普通鉄道の構造と同様の構造を有するものに限る。以下「新設軌道」という。）の建設の事業（長さが５キロメートル以上である軌道を設けるものに限る。） (4) 新設軌道に係る線路の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。）の事業（改良に係る部分の長さが５キロメートル以上であるものに限る。）	定地域内において改良に係る部分の長さが２．５キロメートル以上であるものに限る。） (3) 指定地域で実施される事業であって、新設軌道の建設の事業（指定地域内において長さが２．５キロメートル以上である軌道を設けるものに限る。） (4) 指定地域で実施される事業であって、新設軌道に係る線路の改良（本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）又は地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設を除く。）に限る。）の事業（指定地域内において改良に係る部分の長さが２．５キロメートル以上であるものに限る。）
４ 条例別 表４の項 に掲げる	(1) 飛行場及びその施設の設置の事業（長さが１，２５０メートル以上である滑走路を設	(1) 指定地域で実施される事業であって、飛行場及びその施設の設置の事業（長さが

事業の種類	けるものに限る。) (2) 滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（新設する滑走路の長さが1,250メートル以上であるものに限る。) (3) 滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（延長後の滑走路の長さが1,250メートル以上であり、かつ、滑走路を250メートル以上延長するものに限る。)	625メートル以上である滑走路を設けるものに限る。) (2) 指定地域で実施される事業であって、滑走路の新設を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（新設する滑走路の長さが625メートル以上であるものに限る。) (3) 指定地域で実施される事業であって、滑走路の延長を伴う飛行場及びその施設の変更の事業（延長後の滑走路の長さが625メートル以上であり、かつ、滑走路を125メートル以上延長するものに限る。)
5 条例別 表5の項 に掲げる 事業の種類	(1) 出力が15,000キロワット以上である水力発電所の設置の工事の事業（当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないとき	(1) 指定地域で実施される事業であって、出力が7,500キロワット以上である水力発電所の設置の工事の事業（当該水力発電所の設備にダム又は堰が含まれる場合において、当該ダムの新築又は当該堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその

	は、当該ダムの新築又は当該^{せき}堰の新築若しくは改築である部分を除く。) (2) 出力が15,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業（当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は^{せき}堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該^{せき}堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該^{せき}堰の新築若しくは改築である部分を除く。) (3) 出力が75,000キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事の事業 (4) 出力が75,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更	事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該^{せき}堰の新築若しくは改築である部分を除く。) (2) 指定地域で実施される事業であって、出力が7,500キロワット以上である発電設備の新設を伴う水力発電所の変更の工事の事業（当該水力発電所の変更の工事がダムの新築又は^{せき}堰の新築若しくは改築を伴う場合において、当該ダムの新築又は当該^{せき}堰の新築若しくは改築を行おうとする者（その者が2以上である場合において、これらの者のうちから代表する者を定めたときは、その代表する者）が当該水力発電所をその事業の用に供する発電事業者でないときは、当該ダムの新築又は当該^{せき}堰の新築若しくは改築である部分を除く。) (3) 指定地域で実施される事業であって、出力が37,500キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の設置の工事の事業
--	---	--

の工事の事業 (5) 出力が5,000キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業 (6) 出力が5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業 (7) 出力が5,000キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業 (8) 出力が5,000キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業 (9) 太陽電池発電所の敷地その他事業の用に供される敷地（以下「太陽電池発電所敷地等」という。）の面積が20ヘクタール以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業 (10) 太陽電池発電所敷地等の面積が20ヘクタール以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業	(4) 指定地域で実施される事業であって、出力が37,500キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものを除く。）の変更の工事の事業 (5) 指定地域で実施される事業であって、出力が2,500キロワット以上である火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の設置の工事の事業 (6) 指定地域で実施される事業であって、出力が2,500キロワット以上である発電設備の新設を伴う火力発電所（地熱を利用するものに限る。）の変更の工事の事業 (7) 指定地域で実施される事業であって、出力が2,500キロワット以上である風力発電所の設置の工事の事業 (8) 指定地域で実施される事業であって、出力が2,500キロワット以上である発電設備の新設を伴う風力発電所の変更の工事の事業 (9) 指定地域で実施される事業であって、太陽電池発電所
--	--

		敷地等の面積が10ヘクタール以上である太陽電池発電所の設置の工事の事業 (10) 指定地域で実施される事業であって、太陽電池発電所敷地等の面積が10ヘクタール以上である発電設備の新設を伴う太陽電池発電所の変更の工事の事業
6 条例別 表6の項 に掲げる 事業の種 類	(1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第8条第1項に規定する一般廃棄物の最終処分場（以下「一般廃棄物最終処分場」という。）又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物の最終処分場（以下「産業廃棄物最終処分場」という。）の設置の事業 (2) 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物最終処分場の規模の変更の事業（埋立処分場の面積の変更において廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可又は届出を要するものに限る。） (3) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設のうち焼	(1) 指定地域で実施される事業であって、ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の設置の事業（1時間当たりの処理能力が2トン以上又は1日当たりの処理能力が50トン以上である施設を設置するものに限る。） (2) 指定地域で実施される事業であって、ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の規模の変更の事業（1時間当たりの処理能力が2トン以上増加するもの又は1日当たりの処理能力が50トン以上増加するものに限る。） (3) 指定地域で実施される事業であって、し尿処理施設の設置の事業（1日当たりの処理能力が50キロリットル以

	却施設（以下「ごみ焼却施設」という。）又は同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設のうち焼却施設（以下「産業廃棄物焼却施設」という。）の設置の事業（1 時間当たりの処理能力が 4 トン以上又は 1 日当たりの処理能力が 100 トン以上である施設を設置するものに限る。） (4) ごみ焼却施設又は産業廃棄物焼却施設の規模の変更の事業（1 時間当たりの処理能力が 4 トン以上増加するもの又は 1 日当たりの処理能力が 100 トン以上増加するものに限る。） (5) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定するし尿処理施設（以下「し尿処理施設」という。）の設置の事業（1 日当たりの処理能力が 100 キロリットル以上であるものに限る。） (6) し尿処理施設の規模の変更の事業（1 日当たりの処理能力が 100 キロリットル以上増加するものに限る。）	上であるものに限る。） (4) 指定地域で実施される事業であって、し尿処理施設の規模の変更の事業（1 日当たりの処理能力が 50 キロリットル以上増加するものに限る。）
7 条例別	(1) 公有水面埋立法（大正 10	

表 7 の項 に掲げる 事業の種 類	年法律第 5 7 号) による公有 水面の埋立て又は干拓 (以下 「公有水面埋立て等」とい う。) の事業 (公有水面埋立て 等に係る区域 (以下「埋立干拓 区域」という。) の面積が 2 5 ヘクタール以上であるものに 限る。) (2) 対象事業実施区域に干潟 等地域 (自然環境保全法第 4 条に規定する基礎調査により 確認された干潟若しくは藻場 又は国土利用計画法第 9 条第 2 項に規定する自然公園地域 をいう。) を含む公有水面埋立 て等の事業 (埋立干拓区域の 面積が 5 ヘクタール以上であ るものに限る。)	
8 条例別 表 8 の項 に掲げる 事業の種 類	(1) 土地区画整理法 (昭和 2 9 年法律第 1 1 9 号) 第 2 条第 1 項に規定する土地区画整理 事業 (以下「土地区画整理事 業」という。) である事業 (施 行区域の面積が 5 0 ヘクター ル以上であるものに限る。) (2) 地下水保全地域における 土地区画整理事業である事業 ((1) に掲げる要件に該当す るものを除き、地下水保全地	(1) 指定地域で実施される事 業であって、土地区画整理事 業である事業 (施行区域の面 積が 2 5 ヘクタール以上であ るものに限る。) (2) 指定地域で実施される事 業であって、地下水保全地域 における土地区画整理事業で ある事業 ((1) に掲げる要件に 該当するものを除き、地下水 保全地域における施行区域

	域における施行区域（最近の国勢調査の結果による人口集中地区を除く。）の面積の合計が２５ヘクタール以上であるものに限る。）	（最近の国勢調査の結果による人口集中地区を除く。）の面積の合計が１２．５ヘクタール以上であるものに限る。）
９ 条例別表 ９ の項に掲げる事業の種類	(1) 新住宅市街地開発法（昭和３８年法律第１３４号）第２条第１項に規定する新住宅市街地開発事業（以下「新住宅市街地開発事業」という。）である事業（施行区域の面積が５０ヘクタール以上であるものに限る。） (2) 地下水保全地域における新住宅市街地開発事業である事業（(1)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が２５ヘクタール以上であるものに限る。）	(1) 指定地域で実施される事業であって、新住宅市街地開発事業である事業（施行区域の面積が２５ヘクタール以上であるものに限る。） (2) 指定地域で実施される事業であって、地下水保全地域における新住宅市街地開発事業である事業（(1)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が１２．５ヘクタール以上であるものに限る。）
１０ 条例別表 １０ の項に掲げる事業の種類	(1) 工場又は事業場の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として造成される一団の土地の造成（以下「工業団地の造成」という。）の事業（８の項に掲げる要件に該当するものを除き、施行区域の面積が５０ヘ	(1) 指定地域で実施される事業であって、工業団地の造成の事業（８の項に掲げる要件に該当するものを除き、施行区域の面積が２５ヘクタール以上であるものに限る。） (2) 指定地域で実施される事業であって、地下水保全地域における工業団地の造成の事

	クタール以上であるものに限る。) (2) 地下水保全地域における工業団地の造成の事業（８の項又は(1)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が２５ヘクタール以上であるものに限る。)	業（８の項又は(1)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が１２．５ヘクタール以上であるものに限る。)
１１ 条例 別表１１ の項に掲 げる事業 の種類	(1) 新都市基盤整備法（昭和４７年法律第８６号）第２条第１項に規定する新都市基盤整備事業（以下「新都市基盤整備事業」という。）である事業（施行区域の面積が５０ヘクタール以上であるものに限る。) (2) 地下水保全地域における新都市基盤整備事業である事業（(1)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が２５ヘクタール以上であるものに限る。)	(1) 指定地域で実施される事業であって、新都市基盤整備事業である事業（施行区域の面積が２５ヘクタール以上であるものに限る。) (2) 指定地域で実施される事業であって、地下水保全地域における新都市基盤整備事業である事業（(1)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が１２．５ヘクタール以上であるものに限る。)
１２ 条例 別表１２ の項に掲 げる事業 の種類	(1) 流通業務市街地の整備に関する法律（昭和４１年法律第１１０号）第２条第２項に規定する流通業務団地造成事業（以下「流通業務団地造成事	(1) 指定地域で実施される事業であって、流通業務団地造成事業である事業（施行区域の面積が２５ヘクタール以上であるものに限る。)

	業」という。)である事業(施行区域の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。) (2) 地下水保全地域における流通業務団地造成事業である事業((1)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が25ヘクタール以上であるものに限る。)	(2) 指定地域で実施される事業であって、地下水保全地域における流通業務団地造成事業である事業((1)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における施行区域の面積の合計が12.5ヘクタール以上であるものに限る。)
13 条例 別表13 の項に掲 げる事業 の種類	(1) 住宅の建設の用に供するための敷地及びこれに隣接し、緑地、道路その他の施設の用に供するための敷地として造成される一団の土地の造成(以下「住宅団地の造成」という。)の事業(8の項、9の項又は11の項に掲げる要件に該当するものを除き、造成に係る土地の面積が50ヘクタール以上であるものに限る。) (2) 地下水保全地域における住宅団地の造成の事業(8の項、9の項若しくは11の項又は(1)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における造成に係る土地の面積の合計が25ヘクタール以上であるものに限る。)	(1) 指定地域で実施される事業であって、住宅団地の造成の事業(8の項、9の項又は11の項に掲げる要件に該当するものを除き、造成に係る土地の面積が25ヘクタール以上であるものに限る。) (2) 指定地域で実施される事業であって、地下水保全地域における住宅団地の造成の事業(8の項、9の項若しくは11の項又は(1)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における造成に係る土地の面積の合計が12.5ヘクタール以上であるものに限る。)

1 4 条例 別表 1 4 の項に掲 げる事業 の種類	(1) 土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 2 条第 2 項第 3 号に規定する農用地の造成（農用地以外の土地の農用地への地目変換に係るものに限る。）の事業（造成に係る土地の面積が 1 0 0 ヘクタール以上であるものに限る。）	(1) 指定地域で実施される事業であって、土地改良法第 2 条第 2 項第 3 号に規定する農用地の造成（農用地以外の土地の農用地への地目変換に係るものに限る。）の事業（造成に係る土地の面積が 5 0 ヘクタール以上であるものに限る。）
1 5 条例 別表 1 5 の項に掲 げる事業 の種類	(1) スポーツ施設（ゴルフ場を除く。）又は遊園地、キャンプ場その他のレクリエーション施設（これらと一体となって整備される施設を含む。以下「スポーツ施設等」という。）の設置の事業（スポーツ施設等の用に供するための敷地として造成される一団の土地（以下「施設用地」という。）の造成に係る土地の面積が 5 0 ヘクタール以上であるものに限る。） (2) スポーツ施設等の規模の変更の事業（施設用地の造成に係る土地の面積が 5 0 ヘクタール以上増加するものに限る。） (3) 地下水保全地域におけるスポーツ施設等の設置の事業	(1) 指定地域で実施される事業であって、スポーツ施設等の設置の事業（施設用地の造成に係る土地の面積が 2 5 ヘクタール以上であるものに限る。） (2) 指定地域で実施される事業であって、スポーツ施設等の規模の変更の事業（施設用地の造成に係る土地の面積が 2 5 ヘクタール以上増加するものに限る。） (3) 指定地域で実施される事業であって、地下水保全地域におけるスポーツ施設等の設置の事業（(1)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における施設用地の造成に係る土地の面積の合計が 1 2 . 5 ヘクタール以上で

	(1)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における施設用地の造成に係る土地の面積の合計が25ヘクタール以上であるものに限る。) (4) 地下水保全地域におけるスポーツ施設等の規模の変更の事業((2)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における造成に係る土地の面積の合計が25ヘクタール以上増加するものに限る。) (5) ゴルフ場(これと一体となって整備される施設を含む。以下同じ。)の設置の事業(ゴルフ場の用に供するための敷地として造成される一団の土地(以下「ゴルフ場用地」という。)の面積が20ヘクタール以上であるものに限る。) (6) ゴルフ場の規模の変更の事業(5ヘクタール以上のゴルフ場用地の造成で、かつ、既設のゴルフ場用地との面積の合計が20ヘクタール以上であるものに限る。)	あるものに限る。) (4) 指定地域で実施される事業であって、地下水保全地域におけるスポーツ施設等の規模の変更の事業((2)に掲げる要件に該当するものを除き、地下水保全地域における造成に係る土地の面積の合計が12.5ヘクタール以上増加するものに限る。) (5) 指定地域で実施される事業であって、ゴルフ場の設置の事業(ゴルフ場用地の面積が10ヘクタール以上であるものに限る。) (6) 指定地域で実施される事業であって、ゴルフ場の規模の変更の事業(5ヘクタール以上のゴルフ場用地の造成で、かつ、既設のゴルフ場用地との面積の合計が10ヘクタール以上であるものに限る。)
16 条例	(1) 下水道法(昭和33年法律	(1) 指定地域で実施される事

別表 1 6 の項に掲 げる事業 の種類	第 7 9 号) 第 2 条第 6 号に規定する終末処理場 (以下「下水道終末処理場」という。) の設置の事業 (計画処理人口が 1 0 0 , 0 0 0 人以上であるものに限る。) (2) 下水道終末処理場の規模の変更の事業 (計画処理人口が 1 0 0 , 0 0 0 人以上増加するものに限る。)	業であって、下水道終末処理場の設置の事業 (計画処理人口が 5 0 , 0 0 0 人以上であるものに限る。) (2) 指定地域で実施される事業であって、下水道終末処理場の規模の変更の事業 (計画処理人口が 5 0 , 0 0 0 人以上増加するものに限る。)
1 7 条例 別表 1 7 の項に掲 げる事業 の種類	(1) 製造業 (物品の加工修理業を含む。)、電気供給業 (火力発電設備を事業の用に供するものに限る。)、ガス供給業又は熱供給業の用に供される工場又は事業場 (以下「工場等」という。) の設置の事業 (工場等において使用する燃料の量 (以下「燃料使用量」という。) が重油換算で 1 時間当たり 8 キロリットル以上又は排出水量 (1 日当たりの平均的な排出水の量をいう。以下同じ。) が 1 0 , 0 0 0 立方メートル以上であるものに限る。) (2) 工場等の規模の変更の事業 (燃料使用量が重油換算で 1 時間当たり 8 キロリットル以上又は排出水量が	(1) 指定地域で実施される事業であって、工場等の設置の事業 (燃料使用量が重油換算で 1 時間当たり 4 キロリットル以上又は排出水量が 5 , 0 0 0 立方メートル以上であるものに限る。) (2) 指定地域で実施される事業であって、工場等の規模の変更の事業 (燃料使用量が重油換算で 1 時間当たり 4 キロリットル以上又は排出水量が 5 , 0 0 0 立方メートル以上増加するものに限る。) (3) 指定地域で実施される事業であって、地下水保全地域における工場等の設置の事業 (排出水量が 2 , 5 0 0 立方メートル以上であるものに限る。)

	10,000立方メートル以上増加するものに限る。) (3) 地下水保全地域における工場等の設置の事業(排出水量が5,000立方メートル以上であるものに限る。) (4) 地下水保全地域における工場等の規模の変更の事業(排出水量が5,000立方メートル以上増加するものに限る。)	る。) (4) 指定地域で実施される事業であって、地下水保全地域における工場等の規模の変更の事業(排出水量が2,500立方メートル以上増加するものに限る。)
18 条例 別表18 の項に掲げる事業 の種類	(1) 豚房施設の設置の事業(豚房の総面積が7,500平方メートル以上であるものに限る。) (2) 豚房施設の規模の変更の事業(増設後の豚房の総面積が9,000平方メートル以上であるものに限る。)	
19 条例 別表19 の項に掲げる事業 の種類	(1) 採石法(昭和25年法律第291号)第2条に規定する岩石、土及び砂利(以下「岩石等」という。)の採取の事業(採取の用に供される場所の面積が30ヘクタール以上であるものに限る。) (2) 岩石等の採取の規模の変更の事業(採取の用に供される場所の変更後の面積が50	(1) 指定地域で実施される事業であって、岩石等の採取の事業(採取の用に供される場所の面積が15ヘクタール以上であるものに限る。) (2) 指定地域で実施される事業であって、岩石等の採取の規模の変更の事業(採取の用に供される場所の変更後の面積が25ヘクタール以上であ

	ヘクタール以上であるものに 限る。)	るものに限る。)
20 条例 別表20 の項に掲 げる事業 の種類	(1) 建築基準法施行令（昭和 25年政令第338号）第2 条第1項第6号に規定する建 築物の高さが100メートル 以上であって、同項第4号に 規定する延べ面積が 50,000平方メートル以 上である建築物の新築の事業 （環境の保全についての適正 な配慮がなされるものとして 市長が認めるものを除く。）	
21 その 他の造成 事業の種 類	(1) その他の造成事業（造成に 係る土地の面積が50ヘクタ ール以上であるものに限る。） (2) 地下水保全地域における その他の造成事業（(1)に掲げ る要件に該当するものを除 き、地下水保全地域における 造成に係る土地の面積の合計 が25ヘクタール以上である ものに限る。）	(1) 指定地域で実施される事 業であって、その他の造成事 業（造成に係る土地の面積が 25ヘクタール以上であるも のに限る。） (2) 指定地域で実施される事 業であって、地下水保全地域 におけるその他の造成事業 （(1)に掲げる要件に該当す るものを除き、地下水保全地 域における造成に係る土地の 面積の合計が12.5ヘクタ ール以上であるものに限る。）

備考

- 1 指定地域とは、次の各号のいずれかに該当するもの（本市の区域内に限る。）をいう。

(1) 文化財保護法第109条第1項の規定により指定された史跡名勝天然記

念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）

- (2) 森林法第25条第1項若しくは第2項又は第25条の2第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域
- (3) 都市計画法第8条第1項第7号に規定する風致地区の区域
- (4) 自然環境保全法第4条に規定する基礎調査により確認された干潟又は藻場
- (5) 熊本県立自然公園条例の規定により指定された県立自然公園の区域
- (6) 熊本県文化財保護条例の規定により指定された県史跡名勝天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）
- (7) 熊本市文化財保護条例第27条第1項の規定により指定された市指定史跡名勝天然記念物（標本及び動物又は植物の種を単位として指定されている場合における当該種の個体を除く。）
- (8) 熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例第3条第1項の規定により指定された環境保護地区

2 指定地域で実施される事業とは、対象事業実施区域の全部又は一部が指定地域に該当するもの又は接するものをいう。

別表第2（第51条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない修正の要件
1 別表第1の1の項第1種事業の要件の欄(1)から(4)まで又は同項第2種事業の要件の欄(1)から(4)までに該当する対象事業	道路の長さ	道路の長さが20パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から100メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
2 別表第1の1	林道の長さ	林道の長さが20パーセント以上増加

の項第 1 種事業 の要件の欄(5)又 は同項第 2 種事 業の要件の欄(5) に該当する対象 事業		しないこと。
	対象事業実施区域 の位置	修正前の対象事業実施区域から 2 0 0 メートル以上離れた区域が新たに対象 事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎 となる自動車の速 度	林道の設計の基礎となる自動車の速度 が増加しないこと。
3 別表第 1 の 2 の項第 1 種事業 の要件の欄(1)又 は同項第 2 種事 業の要件の欄(1) に該当する対象 事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が修 正前の貯水面積の 2 0 パーセント未満 であること。
	コンクリートダム 又はフィルダムの 別	
4 別表第 1 の 2 の項第 1 種事業 の要件の欄(2)若 しくは(3)又は同 項第 2 種事業の 要件の欄(2)若し しくは(3)に該当す る対象事業	湛 ^{たん} 水区域の位置	新たに湛 ^{たん} 水区域となる部分の面積が修 正前の湛 ^{たん} 水面積の 2 0 パーセント未満 であること。
	固定堰 ^{げき} 又は可動堰 ^{げき} の別	
5 別表第 1 の 2 の項第 1 種事業 の要件の欄(4)又 は同項第 2 種事 業の要件の欄(4) に該当する対象 事業	放水路の区域の位 置	新たに放水路の区域となる部分の面積 が修正前の当該区域の面積の 2 0 パー セント未満であること。

6 別表第1の3 の項第1種事業 の要件の欄(1)若 しくは(2)又は同 項第2種事業の 要件の欄(1)若し しくは(2)に該当す る対象事業	鉄道の長さ	鉄道の長さが10パーセント以上増加 しないこと。
	本線路施設区域 (別表第1の3の 項に該当する対象 事業が実施される べき区域から車庫 又は車両検査修繕 施設の区域を除い たものをいう。以 下同じ。)の位置	修正前の本線路施設区域から100メ ートル以上離れた区域が新たに本線路 施設区域とならないこと。
	本線路(一の停車 場に係るものを除 く。以下同じ。)の 数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の 基礎となる列車の 最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最 高速度が地上の部分において10キロ メートル毎時を超えて増加しないこ と。
7 別表第1の3 の項第1種事業 の要件の欄(3)若 しくは(4)又は同 項第2種事業の 要件の欄(3)若し しくは(4)に該当す る対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが10パーセント以上増加 しないこと。
	本線路施設区域の 位置	修正前の本線路施設区域から100メ ートル以上離れた区域が新たに本線路 施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計 の基礎となる車両 の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の 最高速度が地上の部分において10キ ロメートル毎時を超えて増加しないこ と。

8 別表第1の4 の項に該当する 対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが150メートル（第2種事業にあつては、75メートル）を超えて増加しないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が20ヘクタール未満であること。
9 別表第1の5 の項第1種事業 の要件の欄(1)若しくは(2)又は同項第2種事業の要件の欄(1)若しくは(2)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が修正前の当該区域の面積の20パーセント未満であること。
	堰の湛水区域の位置	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が修正前の湛水面積の20パーセント未満であり、又は1ヘクタール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
10 別表第1の5の項第1種事業の要件の欄(3)若しくは(4)又は同項第2種事業の要件の欄(3)若しくは(4)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	

	冷却方式についての冷却塔、冷却池又はその他のものの別	
1 1 別表第 1 の 5 の項第 1 種事業の要件の欄(5)若しくは(6)又は同項第 2 種事業の要件の欄(5)若しくは(6)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が 1 0 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から 3 0 0 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
1 2 別表第 1 の 5 の項第 1 種事業の要件の欄(7)若しくは(8)又は同項第 2 種事業の要件の欄(7)若しくは(8)に該当する対象事業	発電所の出力	発電所の出力が 1 0 パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から 3 0 0 メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
1 3 別表第 1 の 5 の項第 1 種事業の要件の欄(9)若しくは(10)又は同項第 2 種事業の要件の欄(9)若しくは(10)に該当する対象事業	太陽電池発電所敷地等の位置	新たに太陽電池発電所敷地等となる部分の面積が修正前の太陽電池発電所敷地等の面積の 1 0 パーセント未満であり、かつ、4 ヘクタール(第 2 種事業にあつては、2 ヘクタール) 未満であること。

1 4 別表第 1 の 6 の項第 1 種事 業の要件の欄(1) 又は(2)に該当す る対象事業	埋立処分場所の位 置	新たに埋立処分場所となる部分の面積 が修正前の埋立処分場所の面積の 2 0 パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び 清掃に関する法律 施行令（昭和 4 6 年 政 令 第 3 0 0 号）第 7 条第 1 4 号イに規定する産 業廃棄物の最終処 分場、同号ロに規 定する産業廃棄物 の最終処分場又は 一般廃棄物若しく は同号ハに規定す る産業廃棄物の最 終処分場の別	
1 5 別表第 1 の 6 の項第 1 種事 業の要件の欄(3) から(6)まで又は 同項第 2 種事業 の要件の欄(1)か ら(4)までに該当 する対象事業	ごみ焼却施設、産 業廃棄物焼却施設 又はし尿処理施設 の処理能力	ごみ焼却施設、産業廃棄物焼却施設又 はし尿処理施設の処理能力が 1 0 パー セント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域 の位置	修正前の対象事業実施区域から 3 0 0 メートル以上離れた区域が新たに対象 事業実施区域とならないこと。
1 6 別表第 1 の 7 の項に該当す る対象事業	埋立干拓区域の位 置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積 が修正前の埋立干拓区域の面積の 2 0 パーセント未満であること。
1 7 別表第 1 の	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が修

8の項、9の項、 11の項及び 12の項に該当 する対象事業		正前の施行区域の面積の10パーセン ト未満であり、かつ、10ヘクタール (第2種事業又は地下水保全地域で実 施される事業(第2種事業を除く。))に あつては、5ヘクタール(地下水保全 地域で実施される第2種事業にあつて は、2.5ヘクタール)未満であるこ と。
18 別表第1の 10の項、13の 項、15の項及び 21の項に該当 する対象事業	造成に係る土地の 位置	新たに造成に係る土地となる部分の面 積が修正前の当該土地の面積の10パ ーセント未満であり、かつ、10ヘク タール(第2種事業又は地下水保全地 域で実施される事業(第2種事業を除 く。))にあつては、5ヘクタール(地下 水保全地域で実施される第2種事業に あつては、2.5ヘクタール)未満で あること。
19 別表第1の 14の項に該当 する対象事業	造成に係る土地の 位置	新たに造成に係る土地となる部分の面 積が修正前の当該土地の面積の10パ ーセント未満であり、かつ、20ヘク タール(第2種事業にあつては、10 ヘクタール)未満であること。
20 別表第1の 16の項に該当 する対象事業	計画処理人口	計画処理人口が10パーセント以上増 加しないこと。
	対象事業実施区域 の位置	修正前の対象事業実施区域から300 メートル以上離れた区域が新たに対象 事業実施区域とならないこと。
21 別表第1の 17の項に該当	燃料使用量又は排 出水量	燃料使用量又は排出水量が10パーセ ント以上増加しないこと。

する対象事業	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から３００メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
２２ 別表第１の １８の項に該当 する対象事業	豚房施設の位置	新たに豚房施設となる部分の面積が修正前の豚房施設の面積の１０パーセント未満であること。
	対象事業実施区域の位置	修正前の対象事業実施区域から３００メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
２３ 別表第１の １９の項に該当 する対象事業	採取の用に供される場所の位置	新たに採取の用に供される場所となる部分の面積が修正前の当該場所の面積の１０パーセント未満であり、かつ、６ヘクタール（第２種事業にあつては、３ヘクタール）未満であること。
２４ 別表第１の ２０の項に該当 する対象事業	建築物の高さ	建築物の高さが１０パーセント以上増加しないこと。
	建築物の延べ面積	建築物の延べ面積が１０パーセント以上増加しないこと。

別表第３（第６１条関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
１ 別表第１の１ の項第１種事業 の要件の欄(１)か ら(４)まで又は同 項第２種事業の 要件の欄(１)から (４)までに該当す る対象事業	道路の長さ	道路の長さが１０パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から１００メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	車線の数	車線の数が増加しないこと。
	設計速度	設計速度が増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高	盛土、切土、トンネル、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した

	架又はその他の構造の別	1, 000メートル以上の区間において変更しないこと。
	道路と交通の用に供する施設を連結させるための施設で道路法第3条第1号の高速自動車国道と交通の用に供する施設を連結させるための高速自動車国道の施設に準ずる規模を有するものを設置する区域(以下「インターチェンジ等区域」という。)の位置	変更前のインターチェンジ等区域から500メートル以上離れた区域が新たにインターチェンジ等区域とならないこと。
2 別表第1の1の項第1種事業の要件の欄(5)又は同項第2種事業の要件の欄(5)に該当する対象事業	林道の長さ	林道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から200メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	林道の設計の基礎となる自動車の速度	林道の設計の基礎となる自動車の速度が増加しないこと。
	トンネル又は橋を設置する区域の位置	トンネル又は長さが20メートル以上である橋の設置(移設に該当するものを除く。)を新たに行い、又は行わないこととするものでないこと。

3 別表第1の2 の項第1種事業 の要件の欄(1)又 は同項第2種事 業の要件の欄(1) に該当する対象 事業	貯水区域の位置	新たに貯水区域となる部分の面積が変 更前の貯水面積の10パーセント未満 であること。
	コンクリートダム 又はフィルダムの 別	
	対象事業実施区域 の位置	変更前の対象事業実施区域から500 メートル以上離れた区域が新たに対象 事業実施区域とならないこと。
4 別表第1の2 の項第1種事業 の要件の欄(2)若 しくは(3)又は同 項第2種事業の 要件の欄(2)若し しくは(3)に該当す る対象事業	湛 ^{たん} 水区域の位置	新たに湛 ^{たん} 水区域となる部分の面積が変 更前の湛 ^{たん} 水面積の10パーセント未満 であること。
	固定堰 ^{ぜき} 又は可動堰 ^{ぜき} の別	
	堰 ^{せき} の位置	堰 ^{せき} の両端のいずれかが500メートル 以上移動しないこと。
5 別表第1の2 の項第1種事業 の要件の欄(4)又 は同項第2種事 業の要件の欄(4) に該当する対象 事業	放水路の区域の位 置	新たに放水路の区域となる部分の面積 が変更前の当該区域の面積の10パー セント未満であること。
6 別表第1の3 の項第1種事業 の要件の欄(1)若 しくは(2)又は同 項第2種事業の	鉄道の長さ	鉄道の長さが10パーセント以上増加 しないこと。
	本線路施設区域の 位置	変更前の本線路施設区域から100メ ートル以上離れた区域が新たに本線路 施設区域とならないこと。

要件の欄(1)若しくは(2)に該当する対象事業	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度	鉄道施設の設計の基礎となる列車の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される列車の本数	地上の部分において、運行される列車の本数が10パーセント以上増加せず、又は1日当たり10本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した1,000メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が10ヘクタール以上増加しないこと。
7 別表第1の3の項第1種事業の要件の欄(3)若しくは(4)又は同項第2種事業の要件の欄(3)若しくは(4)に該当する対象事業	軌道の長さ	軌道の長さが10パーセント以上増加しないこと。
	本線路施設区域の位置	変更前の本線路施設区域から100メートル以上離れた区域が新たに本線路施設区域とならないこと。
	本線路の数	本線路の増設がないこと。
	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度	軌道の施設の設計の基礎となる車両の最高速度が地上の部分において10キロメートル毎時を超えて増加しないこと。
	運行される車両の本数	地上の部分において、運行される車両の本数が10パーセント以上増加せ

		ず、又は１日当たり１０本を超えて増加しないこと。
	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別	盛土、切土、トンネル若しくは地下、橋若しくは高架又はその他の構造の別が連続した１，０００メートル以上の区間において変更しないこと。
	車庫又は車両検査修繕施設の区域の位置	車庫又は車両検査修繕施設の区域の面積が１０ヘクタール以上増加しないこと。
８ 別表第１の４の項に該当する対象事業	滑走路の長さ	滑走路の長さが１５０メートル（第２種事業にあつては、７５メートル）を超えて増加しないこと。
	飛行場及びその施設の区域の位置	新たに飛行場及びその施設の区域となる部分の面積が２０ヘクタール未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から５００メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和４２年政令第２８４号）第６条の規定を適用した場合における同条の値が７５以上となる区域をいう。）から５００メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。
９ 別表第１の５の項第１種事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が１０パーセント以上増加しないこと。

の要件の欄(1)若しくは(2)又は同項第2種事業の要件の欄(1)若しくは(2)に該当する対象事業	ダムの貯水区域の位置	新たにダムの貯水区域となる部分の面積が変更前の当該区域の面積の10パーセント未満であること。
	堰の湛水区域の位置	新たに堰の湛水区域となる部分の面積が変更前の湛水面積の10パーセント未満であり、又は1ヘクタール未満であること。
	ダムのコンクリートダム又はフィルダムの別	
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から500メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	減水区間の位置	新たに減水区間となる部分の長さが変更前の減水区間の長さの20パーセント未満であり、又は100メートル未満であること。
10 別表第1の5の項第1種事業の要件の欄(3)若しくは(4)又は同項第2種事業の要件の欄(3)若しくは(4)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	原動力についての 汽力、ガスタービン、内燃力又はこれらを組み合わせたものの別	
	燃料の種類	
	冷却方式について	

	の冷却塔、冷却池 又はその他のもの の別	
	年間燃料使用量	年間燃料使用量が１０パーセント以上増加しないこと。
	ばい煙の時間排出量	ばい煙の時間排出量が１０パーセント以上増加しないこと。
	煙突の高さ	煙突の高さが１０パーセント以上減少しないこと。
	温排水の排出先の 水面又は水中の別	
	放水口の位置	放水口の位置が１００メートル以上移動しないこと。
１１ 別表第１の ５の項第１種事業の要件の欄(5) 若しくは(6)又は 同項第２種事業の要件の欄(5)若しくは(6)に該当する対象事業	発電所又は発電設備の出力	発電所又は発電設備の出力が１０パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から３００メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	冷却塔の高さ	冷却塔の高さが１０パーセント以上減少しないこと。
	蒸気井又は還元井の位置	蒸気井又は還元井が１００メートル以上移動しないこと。
１２ 別表第１の ５の項第１種事業の要件の欄(7) 若しくは(8)又は 同項第２種事業の要件の欄(7)若しくは(8)に該当	発電所の出力	発電所の出力が１０パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から３００メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
	発電設備の位置	発電設備が１００メートル以上移動しないこと。

する対象事業		
13 別表第1の5の項第1種事業の要件の欄(9)若しくは(10)又は同項第2種事業の要件の欄(9)若しくは(10)に該当する対象事業	太陽電池発電所敷地等の位置	新たに太陽電池発電所敷地等となる部分の面積が変更前の太陽電池発電所敷地等の面積の10パーセント未満であり、かつ、4ヘクタール(第2種事業にあっては、2ヘクタール)未満であること。
14 別表第1の6の項第1種事業の要件の欄(1)又は(2)に該当する対象事業	埋立処分場所の位置	新たに埋立処分場所となる部分の面積が変更前の埋立処分場所の面積の10パーセント未満であること。
	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号イに規定する産業廃棄物の最終処分場、同号ロに規定する産業廃棄物の最終処分場又は一般廃棄物若しくは同号ハに規定する産業廃棄物の最終処分場の別	
15 別表第1の6の項第1種事業の要件の欄(3)から(6)まで又は	ごみ焼却施設、産業廃棄物焼却施設又はし尿処理施設の処理能力	ごみ焼却施設、産業廃棄物焼却施設又はし尿処理施設の処理能力が10パーセント以上増加しないこと。

同項第２種事業 の要件の欄(1)か ら(4)までに該当 する対象事業	対象事業実施区域 の位置	変更前の対象事業実施区域から３００ メートル以上離れた区域が新たに対象 事業実施区域とならないこと。
１６ 別表第１の ７の項に該当す る対象事業	埋立干拓区域の位 置	新たに埋立干拓区域となる部分の面積 が変更前の埋立干拓区域の面積の１０ パーセント未満であること。
	対象事業実施区域 の位置	変更前の対象事業実施区域から５００ メートル以上離れた区域が新たに対象 事業実施区域とならないこと。
１７ 別表第１の ８の項、９の項、 １１の項及び １２の項に該当 する対象事業	施行区域の位置	新たに施行区域となる部分の面積が変 更前の施行区域の面積の１０パーセン ト未満であり、かつ、１０ヘクタール （第２種事業又は地下水保全地域で実 施される事業（第２種事業を除く。）に あつては、５ヘクタール（地下水保全 地域で実施される第２種事業にあつて は、２．５ヘクタール））未満であるこ と。
	土地の利用計画に おける工業の用、 商業の用、住宅の 用又はその他の利 用目的ごとの土地 の面積	土地の利用計画における工業の用の土 地の面積が変更前の当該土地の面積の ２０パーセント以上増加せず、又は １０ヘクタール（第２種事業又は地下 水保全地域で実施される事業（第２種 事業を除く。）にあつては、５ヘクター ル（地下水保全地域で実施される第２ 種事業にあつては、２．５ヘクタール） 以上増加しないこと。
１８ 別表第１の	造成に係る土地の	新たに造成に係る土地となる部分の面

10の項、13の項、15の項及び21の項に該当する対象事業	位置	積が変更前の当該土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、10ヘクタール（第2種事業又は地下水保全地域で実施される事業（第2種事業を除く。）にあつては、5ヘクタール（地下水保全地域で実施される第2種事業にあつては、2.5ヘクタール））未満であること。
	土地の利用計画における工業の用、商業の用、住宅の用又はその他の利用目的ごとの土地の面積	土地の利用計画における工業の用の土地の面積が変更前の当該土地の面積の20パーセント以上増加せず、又は10ヘクタール（第2種事業又は地下水保全地域で実施される事業（第2種事業を除く。）にあつては、5ヘクタール（地下水保全地域で実施される第2種事業にあつては、2.5ヘクタール））以上増加しないこと。
19 別表第1の14の項に該当する対象事業	造成に係る土地の位置	新たに造成に係る土地となる部分の面積が変更前の当該土地の面積の10パーセント未満であり、かつ、20ヘクタール（第2種事業にあつては、10ヘクタール）未満であること。
20 別表第1の16の項に該当する対象事業	計画処理人口	計画処理人口が10パーセント以上増加しないこと。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から300メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
21 別表第1の17の項に該当	燃料使用量又は排出水量	燃料使用量又は排出水量が10パーセント以上増加しないこと。

する対象事業	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から３００メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
２２ 別表第１の １８の項に該当 する対象事業	豚房施設の位置	新たに豚房施設となる部分の面積が変更前の豚房施設の面積の１０パーセント未満であること。
	対象事業実施区域の位置	変更前の対象事業実施区域から３００メートル以上離れた区域が新たに対象事業実施区域とならないこと。
２３ 別表第１の １９の項に該当 する対象事業	採取の用に供される場所の位置	新たに採取の用に供される場所となる部分の面積が変更前の当該場所の面積の１０パーセント未満であり、かつ、６ヘクタール（第２種事業にあつては、３ヘクタール）未満であること。
２４ 別表第１の ２０の項に該当 する対象事業	建築物の高さ	建築物の高さが１０パーセント以上増加しないこと。
	建築物の延べ面積	建築物の延べ面積が１０パーセント以上増加しないこと。

別記様式（第 8 7 条関係）

		第	号
立 入 調 査 実 施 者 身 分 証 明 書			
所 属			
氏 名			
上記の者は、熊本市環境影響評価条例第 5 4 条第 2 項の規定により立入調査を行う職員であることを証明する。			
年		月	日
熊本市長			印

備考 裏面に条例第 5 4 条の関係条項を記載する。